

令和5年関川村議会3月（第2回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

令和5年3月9日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 2号 関川村個人情報保護法施行条例の制定について
- 第 6 議案第 3号 関川村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 4号 関川村印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 7号 関川村国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 8号 過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第12 議案第 9号 村道路線の変更について
- 第13 議案第10号 南中橋橋梁補修工事変更請負契約の締結について
- 第14 議案第11号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第12号）
- 第15 議案第12号 令和4年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第13号 令和4年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第14号 令和5年度関川村一般会計予算
- 第18 議案第15号 令和5年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第19 議案第16号 令和5年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第20 議案第17号 令和5年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第21 議案第18号 令和5年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第22 議案第19号 令和5年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第23 議案第20号 令和5年度関川村有温泉特別会計予算
- 第24 議案第21号 令和5年度関川村下水道事業会計予算
- 第25 議案第22号 令和5年度関川村簡易水道事業会計予算
- 第26 同意第 1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 2号 関川村個人情報保護法施行条例の制定について
- 第 6 議案第 3号 関川村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 4号 関川村印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 7号 関川村国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 8号 過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第12 議案第 9号 村道路線の変更について
- 第13 議案第10号 南中橋橋梁補修工事変更請負契約の締結について
- 第14 議案第11号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第12号）

○出席議員（10名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 渡 邊 秀 雄 君 | 2番 近 壽 太 郎 君 |
| 3番 鈴 木 紀 夫 君 | 4番 伊 藤 敏 哉 君 |
| 5番 小 澤 仁 君 | 6番 加 藤 和 泰 君 |
| 7番 高 橋 正 之 君 | 8番 平 田 広 君 |
| 9番 伝 信 男 君 | 10番 菅 原 修 君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

- | | |
|-------------------|--|
| 村 長 加 藤 弘 君 | |
| 副 村 長 角 幸 治 君 | |
| 教 育 長 佐 藤 修 一 君 | |
| 総 務 課 長 野 本 誠 君 | |
| 健康福祉課長 渡 邊 浩 一 君 | |
| 農 林 課 長 富 樫 吉 栄 君 | |
| 建 設 課 長 河 内 信 幸 君 | |

教 育 課 長	渡	邊	隆	久	君
健康福祉課参事	佐	藤	恵	子	君
診療所事務長	須	貝	博	子	君
地域政策課長	大	島	祐	治	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	熊	谷	吉	則
議会事務局副主幹	小	池	由	美 子

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和5年3月（第2回）関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、平田 広さん、9番、伝 信男さんを指名します。

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から、本定例会議の会議日程（案）及び議案の取扱いについて報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（小澤 仁君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る2月28日、令和5年3月（第2回）定例会議の運営について、役場第2会議室において、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催しました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告を行い、その後、村長の施政方針説明、一般質問、各議案の上程を行います。

なお、令和5年度各会計の当初予算案については、予算審査特別委員会を設置して審議を行います。

10日金曜日は常任委員会を開催し、付託議件の審査を行います。常任委員会終了後から13日月曜日まで予算審査特別委員会を開催し、各会計予算の審査を行います。

14日火曜日から17日金曜日までは、議案調整及び各委員長の事務整理日とします。

20日月曜日は午後3時から本会議を開催し、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、討論、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案の取扱いについて申し上げます。

議案第2号及び議案第3号は、条例の制定及び条例等の一部改正案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

議案第4号から議案第7号まで以上4件は、条例の一部改正案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

議案第8号は、過疎地域持続的発展計画の変更案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

議案第9号は、村道路線の変更案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

議案第10号は、工事変更請負契約の締結案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

議案第11号から議案第13号まで以上3件は、令和4年度各会計の補正予算案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

議案第14号から議案第22号まで以上9件は、令和5年度各会計の当初予算案件です。一括上程し、提案理由の説明を求めます。その後、9人で構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託します。

同意第1号は、人事案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は2月22日正午で締め切り、6名の方が本定例会議において質問を行います。

次に、請願陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会において審査をお願いします。

最後に、議員派遣は、4月から来年3月までに派遣が必要なものを一覧にして、議長提案とします。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。こ

れにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおり決定しました。
-

日程第3、諸般の報告

- 議長（渡邊秀雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

地方自治法第197条第9項の規定により、定例監査の結果報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年1月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり、挨拶と施政方針説明について申出がありました。これを許可します。村長。

- 村長（加藤 弘君） おはようございます。

関川村議会3月定例会議に際し、令和5年度の各会計予算をはじめとした諸議案の審議をお願いするに当たり、村政運営に臨む所信の一端と施策の概要を述べ、議員各位並びに村民の皆様にご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

昨年8月には羽越水害から55年ぶりとなります豪雨災害に見舞われ、荒川流域を中心に甚大な被害が発生をしました。幸いにも人的被害は免れたものの、475棟の家屋に浸水や損壊が生じ、多くの財産が失われるとともに、道路、河川、農地・農業用施設など広範囲にわたる被害となりました。被災された皆様には改めてお見舞いを申し上げます。

この災害からの復旧・復興に要する経費の総額は、今のところ、村の一般会計予算に肩を並べる43億5,000億程度を見込んでおり、そのうち35億円が公共土木施設や農地・農業用施設等の復旧事業に充てられます。

新年度からは、これら災害復旧工事が本格化します。農地をはじめとして被災箇所が膨大なため、県や他の市町村などからの職員の応援を受け、早期復旧に努めるとともに、被災された皆様の生活再建を引き続きフォローしてまいります。

ご心配をいただいていますJR米坂線の復旧につきましては、被災当初から早期復旧を要請しており、去る1月16日には、新潟山形両県と沿線7市町村がJR新潟支社を訪れ、早期全線復旧とそれまでの間、運行する代行バスの利便性向上について要請を行ったところです。JR新潟支社長か

らは、路線付近の土砂流出や崩落した橋梁の復旧方法を技術面から検討を重ねているという報告を受けております。

また、新潟県においては鉄道整備促進協議会の下に分科会を、山形県においてはやまがた鉄道沿線活性化プロジェクト推進協議会の下にワーキンググループを設け、地方路線の活性化について、関連する地域及び団体が連携して議論をしようという動きがあります。村ではそれぞれの会議に加わり、米坂線活性化について検討を進めてまいります。

特別会計で管理しております村有の湯沢温泉についてですが、このたびの災害により、1号井と配湯管が損傷し、現在、4つの福祉施設と共同浴場への配湯には支障がないものの、これまで温泉を引き込んでいた旅館や各家庭への配湯はできておりません。

この復旧には多額の費用がかかりますが、道路や農地の災害復旧のような国の支援がないことから、村単独で直ちに復旧することは困難な状況にあります。このことについては、関係者の皆様にご説明してきたところでありますが、今後の維持管理の在り方も含めて、歴史ある名湯を今後どのようにすれば維持し続けられるのか、引き続き、関係の皆様と誠意をもって話し合っております。

新型コロナウイルスについては、国内で感染者が確認されてから丸3年が経過し、この間、村民の皆様にはワクチン接種に大変ご協力をいただきました。現在、8度目の感染拡大の波の収束過程にあります。

国では、新型コロナウイルス感染症を、感染症法上の季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行させる動きが出ております。こうした動向に留意しつつ、引き続き、基本的な感染対策を行いながら、ウイルスと正しく向き合い、ウィズコロナ社会の中で社会経済を回せるよう努めてまいります。

さて、世界に目を向けますと、インドの人口が中国を上回って世界最多となり、世界の人口が80億人に達し、今後も増え続けるという報道がありました。

その一方で、我が国の人口は減少するとともに、東京への一極集中、地方の過疎化が進行しています。当村では、5年間で819人が減少し、2月末現在で4,976人となり、人口減少が担い手不足をはじめ様々な方面に影響を及ぼしており、若者の転出抑制、転入の促進が特に重要であります。

10年後、20年後の活力ある村をイメージしつつ、そのための方策を着実に講じ、若い世代から支持される将来に希望の持てる村づくりを実践してまいります。

近年の災害は頻発化、激甚化し、地球温暖化が影響していると言われており、脱炭素が世界的な重要課題となりつつありますが、この流れは企業から見ますとビジネスチャンスであり、行政から見ますと地域活性化の起爆剤になるものと考えております。

このことから、関川村の恵まれた自然や資源を活かしながら、脱炭素をテーマとして地消・地産

で新たな事業展開を行い地域活性化を図りたい、こんな思いから、昨年、環境省の脱炭素先行地域の指定に応募し、村の取組が「豪雪農山間での地域モデル」として選ばれました。

この事業では、下関・上関地区を中心に役場、村民会館、道の駅周辺の公共施設、住宅等への省エネ・再エネ設備の導入、蓄電池や電力自営線の設置、新たなエネルギーマネジメントなどを、民間企業のノウハウや資金、国の交付金などを活用して、官民協働で進めることとしております。

これは脱炭素化社会に向けた先進的な取組ではございますが、ただ単にCO₂の排出抑制への貢献ということのみならず、自然災害に強い安定した電力の確保、エネルギーの地消・地産による村内経済の活性化、森林など村内資源の有効活用、先導的取組による産業観光など交流人口の拡大、企業誘致による新たな産業と雇用の創出など、村の課題解決につなげられるものと考えております。

災害対応で財政状況が厳しい現状ではありますが、災害復旧を最優先にしつつも、未来を見据えた先行投資として、民間活力を最大限活用しながら脱炭素を進めてまいります。

それでは、令和5年度の主要な取組方向につきまして、第6次総合計画の区分に沿ってご説明を申し上げます。

初めに、住みよい暮らしのための取組でございます。

まずは、防災力の強化です。

昨年8月豪雨災害で被害を最小限にとどめることができたのは、自主防災組織の日頃からの訓練の賜物です。今年10月には、新潟県との共催による総合防災訓練が当村で行われますので、日頃からの災害への備えや、消防団や自主防災組織、防災士との連携、避難行動を確認する機会とします。

また、災害復旧・復興でご支援をいただきました技術系ボランティア団体と災害協定を締結し、有事の際に迅速なご協力をいただける体制づくりに努めてまいります。

防災無線につきましては、現行方式となつて11年が経過しており、更新期を迎えています。これからはデジタルを活かして、音声だけではなく文字での広報伝達や、村と村民との双方向での通信も可能とした情報伝達の在り方について、防災無線基本構想を策定し、DXの視点を踏まえ、具体的な検討を始めます。

次に、交通対策についてですが、JR米坂線につきましては、今ほどご説明をしました。路線バスの運行につきましては、一般住民利用、それと小中学校の通学用の両面からダイヤ編成をしています。引き続き、利用しやすいダイヤ編成に努めます。

運行して3年目となりますデマンドタクシー「えぶり号」はある程度定着したものと考えています。利用者ニーズを常に検証し、親しまれる運行を目指してまいります。

次に、道の駅周辺の整備についてです。

道の駅「関川」は、温泉施設のほか運動施設、文化施設などが隣接するなど恵まれた立地環境にあり、村のにぎわいの拠点として大きな可能性を持っています。

令和元年度に着手した一連のリニューアル工事によって、健康増進施設「コラッシュ」がオープンしたほか、トイレ棟や園内道路、駐車場の整備も進みました。8月豪雨の影響で遅れていた芝生広場への遊具設置は、夏前の完成を目指しております。

芝生広場のオープンに伴い、飲食などのニーズが高まることを見込まれるため、道の駅の一角にコンビニエンスストアの誘致を進めることとし、道の駅利用者や村民の利便性の向上を図ってまいりたいと考えています。

道の駅に隣接している村の文化財である東桂苑は明治期の建物であり、この異空間の中での地域おこし協力隊による軽食やスイーツの提供が、多くの皆様に喜ばれています。村の文化財としての価値を活かしつつ、さらなる活用に向けて必要な整備を行い、皆様に愛される魅力のある施設となるよう取組を進めます。

次に、デジタル化社会への対応についてです。

マイナンバーカードは、国がデジタル化を推進する上で大きな役割を担います。関川診療所では、電子カルテの導入に併せ、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになりました。保育園の入園手続や介護認定など、子育て・介護分野などの申請についてもオンライン申請が可能となりました。既に実施しております村税のスマートフォン決済やコンビニ納付のほか、4月から住民票や印鑑証明の交付についてもコンビニでサービスを開始します。

こうしたサービスメニューの拡大に伴いマイナンバーカードの利便性が増しますので、このことを村民の皆様にお知らせをし、マイナンバーカードのさらなる取得申請を呼びかけるとともに、納税証明などのコンビニ交付についても、国の制度と歩調を合わせ順次対応してまいります。

また、このほかの分野においても、村民の利便性向上、行政の効率化、コスト面などから村の業務全般について点検し、デジタル化すべきものを順次整備を進めると同時に、高齢者などデジタルになじみの少ない方が取り残されないよう取り組んでまいります。

次に、地域を担う産業の振興のための取組です。

初めに、村の基幹産業である農業についてです。

昨年8月の豪雨によって農地・農業用施設は甚大な被害を受けています。雪解け後には復旧工事を本格化させ、営農活動に影響を生じさせないように、早期の完成に向け取り組んでまいりますが、規模や工法などにおいて課題の多い箇所については相当の工期が必要となり、次期作に間に合わない箇所もあります。仮設工事による営農の継続と一刻も早い本復旧に向け、工事の進捗を図ってまいります。

また、現在進めている女川地区の圃場整備事業や新堀用水路改修事業の推進に加え、鮎谷・大島地区の圃場整備事業など新規土地改良事業についても、土地改良区と協力して積極的に取り組み、効率的で安定した農業生産基盤の整備にも取り組んでまいります。

また、昨年度から本格的に取組を始めましたドローンを使った直播（直まき）や共同防除など、省力化と品質の向上による農業経営の安定化に向けた農業DXの取組も引き続き進めていくとともに、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するための地域計画策定にも取り組んでまいります。

次に、有害鳥獣対策についてです。

昨年、一昨年ともに、山に餌があったことから、熊の出没は少ない状況でした。しかし、熊の出没は人命に直結していることから、引き続き、注意喚起を中心とした対策を行ってまいります。

そのほか、猿やイノシシによる農作物の被害は年々拡大をしています。村単独の電気柵設置補助など鳥獣害対策予算を確保し、また、猟友会や民間企業と連携をして、農作物被害の減少と有害鳥獣を寄せつけない取組を継続してまいります。

次に、林業についてです。

林業施設についても8月豪雨の影響は甚大です。特に林道は森林施業に欠かせない基幹となる施設であり、年度内の復旧を目指して工事を進めてまいります。

また、谷地形の箇所では森林そのものが被災をしている箇所も多く見受けられることから、山を守り、地域の安全・安心を確保するための治山事業についても、積極的に国や県に働きかけを行ってまいります。

この林道の復旧や治山事業等への取組により、林業基盤の早期復興のもと、地域の持続的な循環型林業を基本とした林業施業地を確保し、林業事業者の経営の安定化を図り、脱炭素社会実現の一翼を担ってまいります。

そのほか、森林環境税を積極的に活用し、意向調査結果を踏まえた集積化のモデル事業のほか、非農地の耕作放棄地を林地化する取組や、子供たちが親しめる森林フィールドの整備、関川産材の利用促進をする仕組みづくりなど、脱炭素化事業とも連携させ、後世につながる林業活性化の取組を積極的に展開いたします。

次に、観光振興についてです。

新型コロナウイルス感染症拡大による旅行消費の低迷は、極めて深刻な影響を受けており、観光需要の喚起対策を継続して行ってきたところです。これからは、アフターコロナを見据え、持続可能な観光地づくりを実現していく必要があります。

新年度は、地域で個々に行っている様々なイベントなどの取組を観光資源として捉え、連携を図るとともに、村民の皆様と協力し、知恵と工夫でブラッシュアップをさせていきたいと考えています。こういったイベント開催を通じて、観光客を受け入れる村民マインドの醸成を図り、観光のみならず、交流人口の拡大を図ってまいります。

温泉旅館の振興については、まずは、コロナ禍からの需要回復を図ることが重要です。あわせて、個々の旅館がそれぞれに個性を活かして経営を実践していくことが重要であり、その上で、旅館同

士が連携して行う事業をサポートしてまいります。

商工業の振興につきましては、引き続き商工会への運営補助を行い、事業者の持続的発展のための経営発達支援事業などを支援するとともに、コロナからの経営回復に向け、村内経済の活性化に取り組んでまいります。

冒頭にも申し上げましたが、脱炭素社会実現に向けた取組は、まさに地域経済活性化という地域課題の解決に向けた取組になると考えています。商工業者の皆様にもご理解、ご協力をいただき、積極的な参画を求めてまいりたいと考えています。

建築関係につきましては、補助率をかさ上げしております一般住宅のリフォーム補助を引き続き継続し、村内需要の喚起を促してまいります。

次に、交流から定住へ促すための取組です。

都市との交流事業については、コロナ禍の影響で近年は取り組むことができていませんが、人口減少が進む中、地域活力の維持、地域経済の活性化のためには、交流人口、関係人口の拡大が極めて重要です。

新年度は、高瀬集落に大学生が長期滞在し、外部目線、若者目線で地域を元気にする取組を提案していただき、みんなで考える機会にできればと思っております。これまで交流のある組織だけではなく、様々な分野において企業の皆様とのつながりも大切にし、関川村の応援団を増やしていきたいと考えています。

移住・定住についてですが、全国的にはコロナ禍の影響もあり、地方でのゆったりとした生活スタイルが見直され、都市部から地方へ移住・定住する田園回帰の流れがあり、村への移住に関する問合せ件数は増えています。さらに、この流れを関川村に呼び込むためには、まず「関川村」に関心を持っていただく必要がありますので、あらゆるチャンネルを活用し、村の魅力を発信してまいります。

移住者に対する支援では、世帯構成に応じた支援金支給や空き家・空き地バンク事業による紹介、リフォーム補助支援などのほか、子育て世帯に対する支援制度も用意しております。集落支援員の協力を得ながら、その周知に努めてまいります。

また、新潟日報社が実施する「にいがた鮭プロジェクト」に協賛し、県外で暮らす大学生とふるさと関川村をつなぎ、若者が戻りやすい環境づくりへの取組を積極的に行います。

次に、切れ目のない子育て支援の取組です。

初めに、子育て家庭への応援についてです。子育て世帯につきましては、これまでも保育料の軽減や各種ワクチンの無料化、学校給食費の一部助成、奨学金制度の拡充など様々な支援を行ってきたところですが、2月からは国県の補助金を活用した出産・子育て応援事業を始めたところですが、

また、相談事業については、子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦や乳幼児の実情を把

握するとともに、必要に応じて支援プランを策定して、妊娠・出産・子育てに関して小さな村だからできるきめ細かな相談に応じることをとしています。また、産後ケアの支援を充実させ、伴走型の相談支援となるよう工夫を凝らしてまいります。

保育園については、村での出生数の減少、施設の老朽化、保育士の確保難などの課題が挙げられます。こうした状況の中でよりよい保育環境の実現を目指すため、下関・大島の2園体制を見直し、令和6年度から関川保育園1園に統合することとしました。新年度は、統合に向けて必要な施設整備を行います。また、統合後に向け、保育サービス全体を点検し、限られた予算の中でより充実した保育サービスを検討してまいります。

保育園には幼児保育機関としての役割がありますので、日常的に遊びが学びにつながるような取組を行います。また、保護者の負担軽減の観点から、村では既に使用済みおむつの持ち帰りは廃止をしているところですが、新年度は、保育園で用意した紙おむつを定額で利用できる仕組みを試み、その評価を踏まえて次の展開につなげていきたいと考えています。

少子化が進む中、いかに若者が村に残るか、また戻ってくるかが大きな課題となっています。雇用の拡大や産業振興はもちろんですが、次代を担う青少年のふるさとを愛し、誇りに思う心の育成や村内の起業家などの志を学ぶことも重要であります。そのため、村の歴史や文化、産業、そして村で活躍している人材との交流も大切です。引き続き、未来のハローワーク事業など教科以外の学びの場を提供することとします。

小・中学校においては、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、1人1台の端末と校内高速通信ネットワークの環境を整え、授業で活用しています。

また、毎日の家庭学習での活用や臨時休業等におけるオンライン授業なども可能となるよう準備を進め、ネット環境のない家庭においても利用格差を生じさせないよう、支援をしてまいります。

学校現場では、多様な教育的ニーズのある子供たちの学びを保障し、配慮を要する子供たちへの教育支援体制の充実が求められています。児童生徒の能力や特徴に合わせて、必要な教員助手や相談員の配置を引き続き行ってまいります。

スクールバスについては、児童の安全性を考慮し、小学校までバスを乗り入れることとし、中学校の乗降場所は道の駅の歴史とみちの館前に変更いたします。

次に、みんなが生き活きと暮らせるための取組です。

初めに、健康づくりについてですが、誰もが気軽に運動に取り組める施設として健康増進施設「コラッシュ」を一昨年にオープンいたしました。昨年はレディースタイムを設けるなど、利用者も少しずつ伸びています。引き続き、多くの皆さんが快く気軽に利用できる施設を目指します。

また、コラッシュを健康拠点施設として、現役世代の体力増進や高齢者の介護予防のほか、慢性的な課題となっている小学生の肥満予防を目的とした運動教室などにも取り組み、総合的な健康対

策を進めます。

指導スタッフの資格取得などをさらに進め、スキルアップを図るとともに、指導スタッフが施設内の指導にとどまらず、様々な場所や活動へ積極的に出向くなど、地域・行政・関係団体が一体となった健康づくりをさらに推進します。

高齢者が認知症や介護が必要となっても住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らせるために、引き続き、「医療」「介護」「生活支援・介護予防」「住まい」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進してまいります。

介護予防についてですが、要介護認定率は、平成30年の20.1%をピークに令和5年1月時点では17.5%と、年々少しずつではありますが減少しており、介護予防事業の効果が一定程度現れているものと分析しているところです。今後も介護予防の啓発に努めるとともに、介護予防事業を継続し、集落センターや地域の茶の間といった身近なところで介護予防対策を積極的に行います。

村社会福祉協議会には、昨年8月の豪雨災害時、村との協定に基づいた災害ボランティアセンターの運営や村からの委託事業として実施いただいた地域ささえあいセンターの開設など、被災者支援に尽力いただきました。新年度においても、被災された皆さんが安心した生活が送れるよう、定期訪問や見守り、困り事の相談など、継続した支援を実施していただきます。

そのほか、社会福祉協議会への委託事業として、ひきこもりの理解や支援に向けた取組を新たに加えるほか、総合相談窓口の開設や、総合支援専門員を配置した障害者等の自立した日常生活に向けた相談事業のさらなる充実を図ります。

県内の医療を取り巻く環境は、急速に進む少子高齢化と人口構造の変化によって医療ニーズも変化しており、それらの対応が喫緊の課題となっています。今進められている医療や介護の提供体制を整備するための「新潟県地域医療構想」の取組や、令和6年度から実施される医師の働き方改革は、この地域の医療提供体制にも大きな影響を与えることが予想されます。

村では、関係自治体や医師会、病院などで構成される村上岩船医療懇談会や県立坂町病院活性化協議会において、将来にわたって持続可能な医療の確保に努めてまいります。

また、これからも、治療のみならず、住民が住みなれた地域で安心して暮らせることができるよう、地域の開業医の先生をはじめ、近隣病院とも連携を密にしながら、プライマリーケアを推進してまいります。

生涯学習の推進についてですが、コロナ禍によって多くの事業が中止や延期となりました。新年度は現状に沿った見直しを行った上での事業再開を基本とし、よりよい村民の学びの機会を提供して、村民が生涯学び活躍できる村づくりを目指してまいります。

次に、無駄のない行財政運営のための取組です。

健全で安定的な行財政運営を行っていくためには、職員の職務遂行能力の向上や組織力の向上が

重要性を増しているということは言うまでもありません。そのような中、村の将来を見据えた新たな施策展開を図るため、民間専門人材を受け入れております。また、昨年の8月豪雨災害の復旧支援のため、新潟県や県内自治体から多くの職員派遣をいただいているところです。これらのことは職員の大きな刺激となり、研修や人事評価などと併せ、職場が活性化されることを期待しております。

また、職員に対して、常々、村を愛する職員になってほしいと呼びかけております。地域に根差した行政を行うため、村民の皆様との対話を大事にし、自ら考え、行動する職員、さらに、この地域を愛する心を忘れずに職務を全うする職員を望んでいるところであります。

ふるさと納税につきましては、村の貴重な財源となることももちろんのこと、返礼品などを通じて関川村と交流が始まる機会ともなります。このため、返礼品の品ぞろえを増やすとともに、インターネットの納税サイトの窓口を拡大してまいりました。

令和5年時点でのふるさと納税額は、昨年の8月豪雨に対する支援もあり、件数で3,997件、金額で6,549万円と、昨年に比べて倍増をしております。寄附していただいた方々の思いを大切に、寄附金を活用した施策の展開に鋭意取り組んでまいりますとともに、寄附者のニーズに応じた魅力のある返礼品となるよう、他自治体の取組を参考にしながら創意工夫を図ってまいります。

村有施設については、その利用率の向上を図るため、これまで、光兔こども館や歴史の歴史とみちの館広場、東桂園などにおいて、遊具の充実や利用料金の見直しなどを行ってまいりました。このほか、民間企業から利用提案のある施設もありますので、工夫を凝らしながら施設の有効利用に努めてまいります。

懸案となっております道の駅のアチューロにつきましては、飲食スペースとしての利用にこだわらず、施設・土地の有効利用について検討してまいります。

また、老朽化によって利用の継続が難しい施設が幾つかあります。昨年2月には、村が譲渡を受けた旧荒川水力電気のアパートを民間企業に売却しました。今後も、財源確保に努めながら、施設の解体を含め、施設の整理・統合を図ってまいります。

村の財政についてですが、経常経費率の上昇に伴い、年々硬直化が顕著となっているとともに、過去の大型投資事業に伴う起債の償還、いわゆる借金の返済額が令和5年度にピークを迎えます。それに加え、災害復旧・復興事業に対する経費がかさんでおり、行財政運営を取り巻く環境は極めて厳しくなっております。

そのような中であっても、事業の選択と集中、事務事業の見直し、そして知恵と工夫を凝らして、この難局を何としても乗り切らなければなりません。予算編成に当たりましては、災害復旧・復興事業を最優先としながらも、村の活性化に必要な投資も行いつつ、無駄のない行財政運営に努めてまいります。

少子高齢化、人口減少という構造的な課題に加え、コロナ禍、そして水害という、当たり前だと思われてきた日常が覆されております。

このような中、脱炭素やデジタル化の推進は社会構造そのものを大きく変える好機となり、大胆な民間投資を誘引し、村の活力を生み出す可能性を大いに秘めております。固定観念を打破し、未来への投資、人への投資を行い、持続可能な村づくりを推進するため、果敢にチャレンジをしまっている所存でございます。

村議会議員各位をはじめ村民の皆様のご理解、ご協力をお願いし、令和5年度の施政方針説明とさせていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で、村長の挨拶と施政方針説明を終わります。

10時55分まで休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第4、一般質問

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は6名です。発言を許可します。

初めに、3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

私からは、道の駅関川のリニューアルと道の駅に隣接する施設について質問させていただきます。

現在、道の駅のリニューアルも、駐車場の拡張が終わりトイレ棟も形が見え、間もなく完成するように思います。5年度完成に向け、最後の段階として中央の芝生の整備と大型遊具の設置を待つばかりですが、昨年秋に村が脱炭素先行地域に選定され、役場、村民会館、道の駅等において自営線と連携した地域マイクログリッドを構築する方針を打ち立てました。これにより道の駅リニューアルの予定変更及び追加工事はあるか伺います。

2点目に、道の駅施設「アチャーロ」についても、前経営者が撤退以来、空き家でいまだに食事どころがない状態です。一昨年3月にこの質問をさせてもらいましたが、「食については道の駅全体で考えなければならない」との回答であった。あれから2年が過ぎ、道の駅の食についてどのような考えになったか伺います。

3点目に、道の駅健康増進施設「コラッシュ」グランドオープンから間もなく1年が過ぎようとしていますが、無料期間のプレオープン時と比べると利用者が減少しています。また、「ゆ〜

む」が併設していることからシャワールームを設けなかったと考えますが、ゆ〜むの設備不良がある中、料金が高いと考えます。ゆ〜むの設備改善及び料金設定と併せ、コラッシュ利用者数についての改善策を伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、地域マイクログリッド構築による道の駅リニューアル工事の予定変更及び追加工事についてであります。マイクログリッド構築に関わる自営線整備等につきましてはリニューアル工事とは別に検討設計が必要となりますので、道の駅リニューアル工事については令和5年7月を目途に完成をする予定であり、変更は生じません。

次に、道の駅の食についてでございます。

食については道の駅全体で考えなければならないという考え方に変わりはありません。これまで使用を検討したいという事業者等が交渉してまいりましたけれども、施設運営に係るランニングコスト等の課題があり、契約に至っていないのが現状です。

村としましては、大型遊具の設備完了後は人の流れにも変化が生まれることから、引き続き、利用者のニーズに対応した食が提供できるよう、事業者の誘致に努めてまいります。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 鈴木議員のご質問にお答えします。

初めに、コラッシュの利用者数の推移について説明いたします。

プレオープン時の月平均利用者数は742人、グランドオープンした4月から先月までの平均は586人で減少しましたが、2月は758人となり、プレオープン時を上回りました。利用者数の減少については、農繁期や豪雨災害、12月の豪雪などが影響しているものと推察しています。

会員数を見てみると、オープンした4月は211人で、その後、月平均30人ずつ増加し、現在は450人となっています。

利用促進策としては、昨年11月からレディースタイムを毎月第2、第4日曜日の午前中に設定し、女性の利用者増を図っているところです。

今後さらに利用者数を増やすために、歩行や体組成の測定機器の利活用を促進し、トレーニングの目標立てや体力づくりの継続につなげていきます。

ゆ〜むの設備不良については、技術的な課題に加え、機器の調達に時間がかかっていますが、順次解決していきたいと考えています。

もうすぐグランドオープンから1年がたちます。節目ごとにイベントを行うなど利用者に料金に見合うサービスを提供し、利用促進につなげていきたいと考えています。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、道の駅のマイクログリッドに関する工事はリニューアルには含まれないということで、また別の工事ということで、道の駅周辺に今回木質バイオマス発電所が2基設置が計画されておりますが、これを造る際、また自営線工事をやる場合に、利用者等について何か支障が出ないものかどうかお伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

2基の木質バイオマス発電の設置工事については、工事車両の出入り等々はございますが、利用客の皆様に影響はない範囲での工事を計画してございます。

また、マイクログリッドの自営線工事については、一部道路の横断等が発生する可能性もありますが、利用の皆様には極力影響を与えないような形で整備に努めていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、トイレ、今、新しくちぐら館の後ろに造っておられますけれども、もうすぐ完成ということで、今現在使われているトイレのその後の利用方法といましようか、どういった形の使い方をされるのかお願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 今までご利用いただいておりますトイレについては撤去して、あそこを1つの空間として利用したいと考えてございます。

ただ、建物の構造上、通路をなくすとかそういったことが建物の構造上無理だということもございまして、利用については再度検討をして、撤去後の空間として利用をしていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） また、食についてですが、今回、施政方針のところ、食のニーズに応えコンビニエンスストアを誘致するというような文言が出てまいりましたが、これは御飯を食べるところではなくて、コンビニ弁当が道の駅の食事スタイルということになるのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） コンビニエンスストアのお弁当、お総菜のみが道の駅の食というふうに定義づけたものではございません。それ以外の部分、コンビニの誘致によってまた誘引するというのも含めて、コンビニエンスストア誘致について検討させていただいているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） ぜひとも食の方を進めてもらいたいと思います。

やはり道の駅を利用される方の1つの楽しみとして、その地域の食を楽しむというのがあ

います。関川村であれば関川村の特産品を使った何か定食のようものとかラーメンだとか、そういったものがあると非常に道の駅を利用される方も喜ばれるのではないかなと思いますので、ぜひともその辺も進めてもらいたいと思います。

それと、アチャーロ、何かランニングコストが非常に高くなるということで使えないというようなことでしたが、ランニングコストというのは恐らく冷暖房費のことになるのかなというふうに思いますが、安値で天井を張るというのはできないものなのですか。それとも、天井にきちっとした2階を造らなければならないという何か構造上の問題でもあるのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 今あります旧アチャーロの施設についてでございますが、天井を張ることによって消防設備の移設等も必要となってくると、排煙窓の設置のし直し等々も必要になるということになっております。

また、エアコンそのものが老朽化で使えない状況でございまして、エアコンの取替え、概算ではございますが、エアコン取替えだけで3,000万ほどかかってしまうということもございます。

簡易的な改修だけでは対応できないのではないかなと判断をさせていただいているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） あと、これは関川とか近隣ではないのですけれども、食についてですけれども、認知症になられても安心して暮らせる社会ということで、注文を間違える料理店、また注文を間違えるカフェ、認知症カフェのことだと思のですけれども、それが今結構あちらこちら全国ででき始めているということで、関川村もこの道の駅、健康増進、また観光、いろいろな脱炭素も考えておりますが、福祉という面から見た場合、こういった注文を間違える料理店も始めるのはいかなものかと自分は考えているのですけれども、幸い、当関川村においてはこの障害者レストランのスキルを持たれている方がおられまして、こういった方に協力を求めそういった福祉施設という考えで料理店を運営されるだとか、そういったことを検討していく考えはあるかどうか伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 道の駅につきましてはご指摘のとおり食がないということで、これまで幾つかの企業とも折衝してきましたけれども、なかなか難しい状況でありました。

その中で、今、ご指摘の認知症のというお話ございましたけれども、メインは利用者にしっかりと食を提供するためにあそこを使わなきゃならないという趣旨でございますから、それに合うような形でのそういう事業者等がおられれば、それについては議論をしていくと。そういった話題性のあるものも検討の余地はあるものかとは考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） ぜひともそれも検討の1つの題材としていただきたいと思いますと思っております。

それでは、コラッシュェの再質問をさせていただきます。

コラッシュェ、売上げが、人数的には非常にプレオープン時と近づいたし、月によってはプレオープン時よりも超えたということなのですけれども、プレオープン時は日にちと時間を制限した中で的人数ですので、同じ時間で計算するとやはり非常に少ないと自分は考えております。

私もこの質問をするとなったときに、自分で利用してみようということで実際にコラッシュェに入りまして、1月からほぼ、毎日とはいきませんが、1日おきくらいのペースでずっと通っております。

実際にやられている方等に話を聞いたり、自分でやってみての感想の部分で言いますと、ランニングマシンだとかバイクといったような機械、あれを使っている方は、冬の間はそれを使うけれども雪が解けたら外を走る、ドームで走るというような方が非常に多かったです。

ですから、今後、農繁期だとか天候のいいような日、穏やかな春になってくると、また人数が減ってくるのかなと心配しているのですけれども、その辺で何か人を増やす、利用者を増やすというような施策を考えておられるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 今、議員ご指摘のとおり、やはり今後、農繁期等になってくると必ず私どもも利用者は減ってくるのかなと考えております。新年度に向けて、その辺やはり担当とも協議しながら、うまく利用者の増につなげるようなイベント等を考えていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） また、その利用者に聞くと料金が高いというような、どこを基準に高いのかちょっと分かりませんが安くしてもらいたい。先月かな、先月コラッシュェでのアンケート調査もされていましたが、やはり1位は「料金を安くしてもらいたい」というような回答だったと聞いておりますけれども、この料金設定を下げる方向はないのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 当初、料金を決めるときにいろいろ議論しました。今のこの施設、他市町村の公共でやっている施設に比べればやはり高い料金設定にはなっていますが、内容等を充実させてこの料金でということ、本来であればもう少し高く設定したかったところではありますけれども、そういうふうにしてやらせていただいております。

先月の新規会員の方を見ますと、村外の方が結構入ってくれている方もいます。ということは裏を返せば、村外の方から村のコラッシュェの施設については、ある見方をすれば皆さん納得して村外からわざわざ来ていただける施設になっているのかなと思っておりますので、料金設定は、まだ1年目でもありますし、当分この状況でやっていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 私の1番最初の質問のところにあります、ゆ〜むとの連携ですけれども、このコラッシュにはシャワールームがやはりないのです。そうしますと、今、ランニングマシンをされている方は30分以上走っていると思うのですけれども、もう汗だくで、それでもシャワーができないと。

着替えて車に乗って帰っていつているわけですが、こういった方でも気軽に汗を流せるようにゆ〜むを使えないものかということをちょっと今考えていまして、今、コラッシュの定期券がある方はゆ〜むのサービスを100円引きでたしか利用できるのですけれども、できればもうその半額くらいで、入湯税程度の金額でゆ〜むは利用できないものかどうかお伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） せっかく来ていただいた方がゆ〜むを利用していただければこれはいい話でございますし、今の料金設定が適当かどうかというのは、実際ゆ〜むに行っている人の意見あるいはコラッシュのスタッフ等の意見を踏まえながら、どんな形にすればいいのかというのはもう検討する余地は十分あると思っています。引き続き、検討課題にさせていただきたいと思えます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） あと、コラッシュのランニングコストについてですけれども、定期券、1日券、回数券、これの売上げで見ますと、月平均十二、三万くらいかな、の収益だと思うのですけれども、普通に考えるとこれだと1人しか雇えないのかなという感じで金額からは推定されるのですけれども、今のコラッシュは2名体制でやられています。体育指導員とあと受付の方と。

これをもし2人ではなくて1人にしてランニングコストを下げてやれば、その分経費をかけずに、その分ゆ〜むにお金を使いサービスの方に使えていくのかなと考えますが、これはやはり2名必要なものなのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 今の質問ですが、常時2名必ずいるということも、申し訳ないですが、できていない状況です。やはり外に指導に行くときもありますので、なるべく受付と合わせて2名というふうにはしていますが、そこでもし安全をおろそかにして、けがをししてはやはり問題が起きると思いますので、できれば人数を増やしていきたいぐらいに考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 私が通っている間、常に2人いました。その指導員の方が外に出られるのはほぼほぼ午前中の話ではないかなと思いますけれども、午後からいなくなるというのはほぼほぼないですし、夜はほとんどないです。

もし、たまに抜けるのであれば、せっかくゆ〜むとつながっているんで、ゆ〜むの方を1時間ちょっとお願いしますという感じで、連携を取りながらやっていけばどうにかなるのではないかなと。

またここでもう1人増やして3名体制というのは、どうもランニングコストばかりかけてちょっと無駄じゃないかなと。私の民間的な考えですとやはり経費をかけずに利益を上げるというのが基本です。利益が出ないのであればコストを抑えると。もう抑えて抑えて支出を控えるというのが基本なわけですが、これはやはり3名体制にこれからしていくのですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） ちょっと誤解があるようなので私が補足説明させていただきますが、今、支援員を2名配置しておりますが、これは健康増進のために様々な地域に入って健康促進をするというお仕事をさせていただくことがメインで、それ以外の方が来ていただく方の健康支援ということでコラッシュにも席を置いているという形です。現実的に地域にこれからどんどん入っていこうとすると、その健康支援、集落支援の人が足りないということも、多分課長が言った答弁だと思います。

一方で、受付の職員をどうするかというのはまた別の問題で、当初、これをやる時に、ゆ〜むの入り口から入れば受付要らないのではないのかという発想もあったり、やはりそれは問題があるねという話もありました。

私もあそこには夜通っておりますので、議員がおっしゃった意味も分からないわけではないです。これは今、管理公社に委託をしておりますので、その辺の話を聞きながら、受付の人がお風呂との関係で十分回せるのかどうかその辺も含めた中での検討になろうと思いますので、その問題意識は今承りましたので、果たして可能なのかどうか、あるいはそうした場合にどういう問題があるのかということは改めて検討してみたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） ぜひとも検討してください。

実際コラッシュには監視カメラ等もつけているので、中の様子も分かるし外も玄関も分かるというような状態になっていますので、せっかくそういった人員を削減できるような施設の装備をしたわけですから、その辺も検討しながら進めていただきたいなと思います。

また、ゆ〜むですが、当初の質問のところで設備の不備があるというようなことを質問させていただきましたけれども、現在、ゆ〜むの、排気機能、浴室内の空調、換気扇ですけれども故障して使えないような状態で、何かダクトを外からゆ〜むの浴室に突っ込んだ状態で使用して湿気を取り除いているというような状況になっていますが、これが故障して修理すると400万ぐらいかかるそうですが、これはもう早急に修理は進められるのですか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 浴室の換気機能が今故障しておりまして、ご利用される皆様には大変ご迷惑をおかけしているところでございます。

この機器の手配についてでございますが、機器発注を相当数、今、部品がなくて手配できないと

というような回答をいただいております、やむなく今、ダクトによる換気を行っているところでございます。機器の手配が済み次第、改善させていただきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） あと、もう一つ故障しているところがございまして、男性用ジャグジー、これが前年度かな、使えないような状況になっています。原因を調べるとなると、下の配管を探すのに基礎の部分をはつきりながらやらなければ配管はどこか分からないし修理もできないという、本当に大がかりな工事になるということですずっと使われておりませんが、以前、これのジャグジーでない使い方も検討されたと聞いておりますけれども、今後、修理は進めるのか、それとも違う使い方をするのか、お伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますが、ジャグジーについては、議員ご指摘のとおり、土中、基礎の下に配管がありましてなかなか工事に難航をしております。そういったことから別な使い方というのも一応考えたのですが、基本的には、今、テストを重ねながら復旧に向けて動いております。

別な使い方については一度検討もしましたが、皆様の利用のところでの魅力的なところにはつながらないというところで、あくまでもジャグジーという形で復旧を考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） ジャグジーとしての復旧となると大がかりな工事になるのかなと思いますが、安上がりに上げるのであれば給管と配管の2管が見える形で、外側に浴室から見える形であれば何とかできそうな気もしますが、その辺も検討しながら進めてもらいたいと思います。

あと、ゆ〜む自体、基礎に配管が入っているわけですが、基礎から外の土の部分に配管が出ているところが破損しているそうです。これは原因として地盤沈下が起きているそうです。ゆ〜む自体がもう地盤沈下して、お湯のくみ上げなのかお湯をうめる水のくみ上げの量が多過ぎるのか、ちょっと分かりませんが、地盤沈下が始まっておりまして、そのせいで配管が破損したと。

本来であれば、ゆ〜むの造り自体にピットのような地下室を造って、そこに配管を通してメンテナンスしていくのが1番理想なのですが、どういうわけか配管が基礎の中に入ったような状況になってしまった。

これは平成9年にゆ〜むがオープンしましたが、26年、7年、もう30年近くなってくる上で、大がかりなメンテナンスが必要になってきているのではないかと思いますけれども、全体に考えて、建て直しとはなかなかいかないと思うのですが、今後、大がかりなメンテナンス、または建て替えも含めて検討はされるのかどうか、お伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今、ご指摘のとおり、かなり古くなってきているということでお聞きをしておりますが、様々な公共施設等もございます。そういった中で、特にあの施設については国の支援が得づらい施設でございますので、それを今建て直す計画は特にございませんで、当面は問題があるところの補修をしつつ、今後どうしていくかを検討する状況かなと。むしろ、それ以外の施設の対応を当面はやらなきゃならない部分が結構大きくあるかなと思っているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） では、大事に使っていくしかないとなると、地盤沈下を止めるような工事だとか、そういったものは検討されていますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 私の方には地盤沈下の影響だという報告を実は受けていないので、今のお話聞きました。状況をよく確認したいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） このゆ〜む、当初、年間20万人の集客をした施設です。今はその半分の10万弱に落ちておりますけれども、原因として、ここが幹線道路だったのだけれども磐越道ができてから非常に落ちたと。また、海岸沿いの他の自治体ですけれども、そこも何か所か健康施設ができたということです。

でも、今の評判を聞きますと、ゆ〜むの温泉はすごくいいと、またサウナも非常にいいということで、まだまだ魅力ある施設だと思います。特に村外からは、村外の方がもう本当に魅力あるのを分かっている村外から結構来ているのです。村内の方は魅力ある割には使っていないような感じなのですけれども。またこういう魅力あるところをどんどん発信して、20万人と言わずともそれに近い、今の倍近い数字を出していければいいのかなと思っております。

いろいろこれから検討されていくということで、安心して質問をこれで終わりたいと思いますが、どうぞ検討よろしく願いいたします。

以上、終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

今回は、自治体におけるデジタルトランスフォーメーション推進の現状と課題、今後の取組についてをお聞きします。

政府のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針では、「デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な価値観を実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

加藤村長の令和4年度、また先ほど令和5年度の施政方針においても、デジタル化社会への対応

に触れられているところであります。行政手続におけるデジタル化の現状について施政方針でご説明をいただきましたが、いずれも行政サービスの面、行政事務の効率の面からもすばらしいものと感じました。

令和5年度、さらにデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進していく中で、以下の点について当村における現状、課題、また今後の取組についてお聞きします。

- 1、デジタル人材の確保と育成について。
- 2、今後のデジタル化の計画的な取組について。
- 3、自然災害等防災面での活用について。
- 4、地理情報システム（GIS）の活用について。

よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、デジタル人材の確保と育成についてのご質問でございますが、デジタル専門職員は当村のような小規模な自治体に配置するというのがなかなか難しい実態でございますので、今年度から国の制度に基づく外部人材の民間派遣をお願いしているところでございます。

派遣職員には庁内事務のデジタル化の提案や効率的なデータ処理などについてもご指導いただいているところであり、DXの職場での実践を通じて、職員のデジタルリテラシーの向上につなげていきたいと思っているところでございます。

2点目の今後のデジタル化の計画的な取組についてでございますが、令和4年度においては、派遣職員が中心となり役場業務のシステム化の現状調査や課題の抽出を行っていただき、現在は、自治体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体的に記載するDX推進計画の素案の策定作業を進めているところでございます。令和5年度は、デジタル化の実証実験を行いながらDX推進計画を策定し、その計画に沿ってデジタル化の推進に取り組むこととしております。

3点目の自然災害等防災面での活用についてでございますが、現在検討しておりますのは防災無線の更新でございます。平成23年に現行方式に更新してから11年が経過し更新期を迎えておりますので、施政方針でも述べましたが、これからはデジタル技術を活用し、音声だけでなく文字でも情報が伝達でき、あわせて役場と村民が双方向でやり取りできるシステムの構築を目指したいと考えております。このため、令和5年度当初予算に防災無線基本構想策定委託料を計上しているところでございます。

最後に、地理情報システム（GIS）の活用についてでございますが、GISは国道地理院の地図、住宅地図、航空写真や番地図などの地図データ上に、道路や上下水道などのインフラ設備、村有財産などを重ねて表示することができ、あわせて台帳管理などもできるシステムであり、様々な

情報を一括管理できるため、施設管理や災害時に大変有効であるものとは認識しております。

各課が保有するデータを活用したGISシステムへの切替えについては、現在、個別システムで使用しているデータのGISシステム用への変換や新たな電子データの作成が必要となる場合もあり、それぞれの作業に多額の費用を要することが見込まれます。

今後、将来的な導入も視野に、データ集積、費用面や管理運用体制などについても研究をしたいと考えておるところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 1点目ではありますが、デジタル人材の確保と育成についても、現在、外部人材の民間派遣により対応いただいているということでございました。

事務の効率化の面等々、またコストの削減が可能になるのではないかなという考えの下から、今後の村職員の採用につきましてデジタル専門職員、費用がかかるのかもしれませんが、そういった採用は考えておられないか、お聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 実は職員採用、デジタル職員のみならず村の職員採用に今、四苦八苦しております。人材不足ということでもあります。とりわけこういう専門人材というのは極めて確保が難しい状況です。村で土木関係の職員を募集しているのですけれども、誰も来ないという状況です。

このデジタルの専門知識を持っている人は多分引く手あまたの状況です。そしてまた、村がそれを採用しても、日進月歩進化する中である程度、例えば県の情報政策課のようにそういう専門の人たちが集まることによってお互いスキルアップしながら新しい技術を取り入れて検証しながら進むのですが、1人ぽつんと置いてもなかなか進化できない状況がありますので、むしろ必要に応じて専門職の外部知見を導入するとか、あるいは、前に伊藤議員のご質問にもありましたけれども、関係市町村と連携しながらそういうデジタルをどうやって活用していくかということで、地域全体でその知見を高めていくとか、そういう形でやる方が適当なのかと今現在考えているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。確かに民間事業者からしても、技術を持った方を確保していくというのはなかなか難しい部分もあろうかと思えます。それは市町村においても同じことなのだということでお聞きしました。

今、村長の方からお話ありました、昨年9月の定例会議における伊藤敏哉議員のICT関連の質問の村長答弁で、様々なシステム導入については周辺の市町村、下越版といいますか、そういった情報交換の中でどういう形が望ましいのかということを考えていくのもどうかという答弁があったようでございます。

今お話しいただきましたけれども、令和4年度はコロナ禍ではあったわけでありましてけれども、職員の研修制度であったり、またお話があった近隣自治体との情報交換するような機会があったのかどうか。それから今後、そういったお話いただいた、いろいろな連携に向けて予定があるのかどうかという部分をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 研修につきましては市町村総合事務組合が主催する職員の研修メニューがありまして、近年、デジタル系の研修も加わっているところであります。参加人数はごく少ないのですが、今後も積極的に活用していきたいと考えております。

それから、情報交換につきましては県が主催します担当者の集まりがありまして、一月か二月に1回ペースで行っております。昨年ぐらいから始まったものでありますけれども、これも引き続き行われる予定でありますので参加させて、情報収集に努めたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。

続いて、2点目であります。今後のデジタル化の計画的な取組についてですが、令和5年度デジタル化の実証実験を行いますという答弁でありました。具体的内容をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 実証実験につきましては、今予定しておりますのは役場庁内の印鑑を廃止しての決裁、電子決裁システムを1つか2つの課で導入してみたいと、試しにやってみたいと考えております。

そのほかには、例えばシステムを新しくする場合に実証実験的なものが可能なものであれば行いながら、新たなシステムを構築したいと考えております。

なお、実証実験を既に終えて実行段階に移っているものがありまして、例えば保育園の保護者と保育園を結ぶ連絡ツール、そういったものも実験を行いながら、今使っているものもございまして、ご紹介させていただきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 印鑑を試験的に廃止とかというお話がありました。そのようなところでそういう動きも出てきているのかなと思うのですが、まだまだやはり印鑑が必要なこの国の実態でありまして、そういうところを少しずつ利便性が増えていけばいいのかなと考えます。

3点目です。自然災害、防災面での活用につきまして、現在の防災無線が更新期を迎えているとの説明がありました。令和5年度当初予算に防災無線基本構想策定委託料を計上して検討に入られるということでしたが、財政面もあろうかとは思っておりますけれども、防災・減災の効果を見込むと早期に更新されることが望ましいのではないかなと考えておりますけれども、スケジュール面での

目標がありましたらお聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） スケジュール目標につきましては具体的にはないのですけれども、思惑としては、令和6年、7年ぐらいには着手できればいいかなというスケジュール感を持っておりません。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 当村におきましては昨年8月に大規模な水害がありまして甚大な被害を被ったわけですが、気象変動などの影響で今後も水害、土砂災害が激甚化することも予測しているかなければならないと考えます。

私は災害時において大事なのは、リアルタイムの情報共有ということが非常に重要ではないかなと考えていまして、今後検討していく防災無線の更新に当たりましては、相当コストがかかるのではないかなと推測しますけれども、1番大事である村民の生命、財産を守るのだという観点から、十分な検討の上、情報の格差が生じたり災害弱者が取り残されることのないような配慮が十分に必要と思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） デジタル化を進める上では、議員がおっしゃるとおりでございまして、そのデジタルの格差解消そういったところには丁寧に対応していく必要があると考えております。

情報無線につきましては、いきなり全世帯に導入するのではなくて、小さな集落でそれこそ実験的に試しにやってみて、問題点を洗い出してみたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） なかなかデジタル化に対応できない世代の方もいらっしゃるし、民間の事業を見ても、デジタル化が進んでいるところもあるのかもしれませんが、例えばですけれども私の置かれている業界というのは非常にデジタル化が遅れている業界でして、自分も分からないことがあるといろいろ連絡して聞くのですけれども、正直、そんなことも分からないのかみたいなことで見られるところもあって、村民の皆さんがそのような思いをなさらないような取組をぜひとも配慮をお願いしていきたいと考えます。

自治体に取り組まれるデジタル化については、その技術を活用して住民の皆さんの利便性、それからサービスの向上これを目指すことが重要だと思いますし、村民に対して1番大事なのは、村民に対してどのような利点があってどのようなサービスができるのかという部分なのかなと感じています。

デジタル化によりまして様々なサービスを進めていく上で費用がかかっても、それに見合った以上の利益が村民に還元されて行政にとっても業務の効率化を図れるようであれば、私は、先ほどお

聞きした防災無線でありましたりGIS、相当な費用がかかるということでしたけれども、ぜひ押し進めていくべきではないかなと考えます。

今般の印鑑証明、それから住民票のコンビニ交付ですか、これは村民にとって、私自身もそう感じますけれども、大きな利点の1つだなと感じています。

今後デジタル化を進めることで村民にとってどのようなさらに利点があるのかと、どのようなサービスを提供していけるのかというところをどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今考えていますのは、各世帯にタブレットを配備できればなというのがあります。仮にタブレットがあれば、そこにどういうソフトをインストールするかによって様々なことの利便性が増すと思います。

この前、ある企業のデモを見たのですが、病院に入院しているときに何か非常時あるとボタンを押すものがありますよね、寝ながら。タブレットにそういうのがついていて、「これを押したらどうなるの」と聞くと、押すと、その人が例えば登録していた子供さんとかに発信が行くと。ちょっと具合悪くなったらボタンぽつと押せばいいと。

そのような使い道もできるというのもありましたし、例えば、今まで回覧版でコピーして印刷しながら回している回覧を、簡単なものであればもうそのタブレットに表示すれば紙代は要りませんし、回覧で大事なものを集落で回さなきゃならないから自分たちでコピー取ったりしますけれども、そういう手間も要らなくなるということもあると思います。

そしてまた、テレビ会議のような双方向での議論もできますし、ちょっとした相談事とかあるいは手続も様々な場で今後はソフトを入れることによって、役場に来なくても相談とかいろいろな手続がもう自宅でできるという時代になってくるのかと。

それは、そういう機器を入れることによって様々なアイデアが、そういうソフトにすることによって実現していくのかなということ、まずはそれに慣れていただくためにタブレットを置かなきゃならない。

実は先ほどおっしゃったように取り残されてはいけないという話で、私もそれが実は心配で、ある事業の人と話していたら、ちょっと正確ではないのですがけれども、人口が600人といったか900人といったか、そこでタブレットを入れているところがあるそうです。それをみんなお年寄りが使いこなしているというので、初めの事前研修とあと事後のサポートをしっかりすることによって、あとあまり難しい操作をしないという工夫が要ると思うのですがけれども、そのことによってある程度やっつけられるかなと思って、今、研究をこれから進めていきたいなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。今お聞きしたタブレット端末を全戸にというのが

進んでいくと、本当にすばらしいのではないかなと思いました。村長からもお話あったように、お知らせとかそういったものをタイムリーに各戸に流せるわけですし、必要な情報を必要なときにその場ですぐ見られるような、そういうのがもう本当に理想なのかなと考えます。

取り残される人がないようにと、繰り返しになるのですがけれども、民間事業者であればできないものは何が何でもやらないといけないわけですし、そうでないと商売が成り立たないわけなのですが、行政のデジタル化という部分は、やはり住民サービスを考えると取り残される人がいてはならないというのは本当に大事なことだと思いますので、重ねてになりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、今回質問しましたデジタル化の推進によりまして、防災面はもちろん今後は農業、いろいろお話もありました。医療、それから教育、産業の振興等、様々な分野で活用されることを期待しながら、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） それでは午後1時まで休憩といたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田 広です。

私は3点について質問させていただきます。

1点目、人口減少と少子高齢化対策について。

今、関川村は人口減少、少子高齢化の進行、核家族の進行、高齢者世帯や高齢の独り暮らしの増加などで、環境の変化は著しい。そしてまた、令和4年度関川村の出生数が6人の予定と聞いて、急激な減少に危機感を感じている。そこで、次の点について村長に伺います。

① 人口減少並びに少子化の急激な減少の要因をどのように捉えているか。

② 歯止めに対する今後の少子化対策方針は。

③ 人生100年時代と言われているが、高齢者は本村の礎を築いてきた方々でもあり、高齢者を敬う意味での敬老祝いの記念品の拡充等の考えはないか。

2点目、有害鳥獣駆除対策の強化について。

この件については以前にも何回か質問を行ってきました。猟友会員が減少傾向にある中、去年は国の補助事業を活用し、駆除単価を上げたりして有害鳥獣駆除に取り組んでもらっておりますが、猿もイノシシも一向に減ったという印象はありません。有害鳥獣の駆除対策強化について、村長に伺います。

- ① 有害鳥獣駆除対策に兼任集落支援員制度の活用はできないか。
- ② 発信器を取り付け猿の居場所や行動を把握し、関係地区や猟友会員に発信できないか。
- ③ 近年出没し始め、急激な増加傾向にあるイノシシの駆除対策強化の考えはないか伺います。

3点目、脱炭素に向けた村の推進体制等について。

新聞報道によると、スキー場跡地とその周辺に計画予定の風力発電事業も順調に進展しているとのこと。また、地球温暖化による脱炭素で、日本はEUに比べると遅れをとってはいるものの、日本も全産業・全業種において脱炭素に強力に取り組み始めました。

そのような中で、今回、国の脱炭素地域に選定されたことは、村として大変喜ばしいことでもあります。そこで、関川村脱炭素先行地域事業を成功させるための村の推進体制等について、村長に伺います。

- ① 協議会等の推進体制について。
- ② 要綱や規則等の設置状況について。
- ③ 日本での脱炭素対策で期待がかかるのは太陽光と風力発電と言われておりますが、森林・林業も重要であると思うが、村長の考えを伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 平田議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、人口減少と少子高齢化対策についてお答えいたします。

まず、人口減少と少子化の急激な減少要因についてですけれども、厚生労働省の2022年の人口動態統計の速報値によりますと出生数が80万を割ったと。国が17年に公表した推計と比較すると、10年を超える速いペースで少子化が進んでいるということでございます。

この要因としましては、出産期に当たる世代の減少に加え、未婚化・晩婚化など婚姻数の減少という長期的な傾向があり、さらに新型コロナウイルスの長期化による生活環境の変化にも出生数の減少が繋がっていると考えられておりまして、本県におきましてもこの要因については同様のものがあると捉えているところでございます。

今後の少子化対策の方針についてですけれども、少子化問題は様々な要因が絡まっておりますので、これをやれば必ず解消できるという特効薬的なものはございません。こうした中、岸田首相が異次元の少子化対策に挑戦をするとして、3月末までに政策のたたき台を作成し、6月に策定する経済財政運営指針（骨太方針）までに、将来的な子供関連予算倍増に向けた大枠を示すとしております。

村としましては、令和5年度当初予算においても既存の事業の継続あるいは拡充を行ったところですが、引き続き、国や県のあるいは近隣の市町村の動向も注意しつつ必要な対応を取っていきたく

いと思っています。

次に、敬老祝い金の記念品拡充についてでございますが、村では、高齢者は地域の皆様から敬われることが大事だと考え、満57歳以上の方を対象にコミュニティーで工夫しながら敬老会等の高齢者福祉事業を実施いただいているほか、満88歳の方へは米寿のお祝いとして祝い状と記念品を贈呈し、また100歳のお祝いとして賞状と記念品料5万円を贈らせていただいております。いずれも私や副村長がご自宅等に伺ってお祝いを申し上げ記念品をお届けしております、記念品等については妥当なものと考えております。

続いて、2点目の有害鳥獣対策の強化についてでございます。

初めに、有害鳥獣の駆除対策への兼任集落支援員制度の活用についてでございますが、有害鳥獣対策については、集落・地域での内発的な機運に基づいた集落や地域ぐるみでの取組でなければ、どのような制度を活用したとしても効果は現れがたいものと考えております。

このことから、村では令和3年度に鮎谷集落をモデル地区として集落環境診断に取り組み、まずは猿やイノシシを集落地域に寄せつけない取組が1番重要であることを集落の方々に学んでいただきました。その後、鮎谷集落では、集落内の不要な果樹の伐採ややぶ払いなど集落ぐるみでの取組が始まっております。

令和4年度は8月の豪雨対応のためやむなく中止をしましたが、5年度にはこの取組を再開するとともに、既に実施した集落のフォローアップを行いながら地域ぐるみの対策を行い、この取組の中で機運を醸成し、集落支援員制度等の活用につなげていければと考えております。

次に、猿に発信器を取り付け猿の居場所や行動を把握し、猟友会員に発信できないかというお尋ねですけれども、発信器をつけるにしても群れに残る雌の猿に発信器をつける必要があります。また、寿命もあるため群れに少なくとも常に2頭に発信器をつける必要があることから、捕獲にかかる猟友会の方々の負担等を考慮するとなかなか現実的ではないのかなと考えています。

現段階では、集落環境診断でも、電気柵などでしっかりと対策し猿のえさとなるものを放置しないことにより猿の出没は減らせると、研修を受けたところであります。猿の駆除にはその効果の面で限界がありますので、集落、地域ぐるみでの対策を確実にやっていく体制づくりに注力していきたいと考えています。

次に、イノシシの駆除対策強化についてでございますが、イノシシは1.64倍のスピードで繁殖すると言われており、それ以上のスピードでわな、猟銃などによる加害個体を中心とした駆除が必要になると考えています。

村では令和3年度に猟友会の会員に向けた捕獲用のわな講習を実施し対策強化に努めているところでありますが、今後、猟友会の協力を得ながら、特に雪のない時期の農作物に被害を及ぼす加害個体の駆除体制について強化を図っていきたいと考えています。

次に、脱炭素先行地域事業を成功させるための村の推進体制についてでございます。

協議会等の推進体制につきましては、昨年4月に外部有識者の皆様に参画いただき関川村地球温暖化対策会議を発足し、その中で脱炭素先行地域事業についても取り上げ、議論をいただいているところです。専門的な分野につきましては、対策会議のメンバーからワーキンググループに参画いただくとともに、専門知識を有する企業と協定を結んで実現性等の具体的協議を行っているところです。

また、庁内においては、私を本部長に副村長、教育長、各課長局長が参画する脱炭素推進本部を設置し、議論を行ってまいりました。

今後の事業を推進するための要綱や規則の整備については、当初予算を議決いただいた後、速やかに事業をスタートできるよう、現在取り組んでいるところでございます。加えて4月以降は、事務局である地域政策課の課長を副村長による事務取扱とするとともに、専任の脱炭素室長とすることで体制強化を図ることとしております。

今後、事業推進には村民の皆様のご理解とご協力を得る必要がございますので、計画内容の周知や環境教育などの情報発信機能の強化も必要と考えております。

また、議員のご指摘のとおり、太陽光と風力のほか森林・林業も重要だというお考えですが、村としても同様でございます。村としましては、森林地域エコ循環システムの構築を行う上で、出口戦略の1つとして木質バイオマス発電について計画に盛り込むとともに、森林整備・林業振興に係る予算を新規に計上しているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） ありがとうございます。

それでは、1点目の人口減少と少子高齢化について質問させていただきます。

令和3年度の決算認定資料を見ると人口動態で出生数が、去年、おとしになりますか、出生数で14人、死亡数が123人。自然減で、この差が109人という状況になっています。社会動態では、転入者が82人、転出者が111人ということで、社会動態では29人の減少という状況でした。両方で1年間で138人の人口減となっております。

これを見ると、自然動態の出生数の減少の方がはるかに大きいというふうに思います。子供を産み育てやすい環境づくりも重要ではありますが、今後はその前段の婚姻数増加への取組も重要と思うが、国の制度である兼任集落支援員の活用は考えないか。いわば仲人になりますけれども、そういうふうに考えているわけでございます。一つお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 婚姻増加に向けた取組が重要だということのお尋ねでございますけれども、議員おっしゃるとおりだと思います。まずは、出産期に当たる世代といいたいまいしょうか、若い世代の

方が昔と比べると随分関川村は減ってきているということで、まずそのパイを増やすというのがまず1番だと思いますし、パイが増えた段階で婚姻数を増やす。なおかつ理想を言えば、なるべく早く結婚していただいて子供がたくさん持てるようになればいいのですけれども、なかなか現実的には難しい状況にあります。

そうした中で婚姻数をどうして増やしていくのか、なかなか難しい問題であります。最近までコロナでちょっとやっていますが、商工会でイベントを実施するというのでお願いしていたのですが、これまでコロナでちょっと中止になっていますが、今年はまたそれについて我々も支援をしていきたいと思っておりますし、県で出会いの一步縁結びプロジェクトというのがあるのですけれども、これもこういう婚姻あるいはマッチングのための施策でございますけれども、そういったものについてもう少し村も村民の方々に大々的にPRをする必要があるのかなど。場合によっては、その中で新潟出会いサポートセンターというのがある、そこに登録をしてマッチングするという制度があるのですけれども、そういったものの登録の手数料を支援するとか、そういうこともちょっとこれから考えていきたいなどは思っております。

お尋ねの集落支援員の関係でございますけれども、県の制度の中にも地域の世話焼き人という、結婚や出会いを希望される方を応援するボランティアということでそういうのを募集して、その方に、今のご時世どういう形で世話焼きができるのか、そういう研修も含めてやっているのです。そういう方に意欲ある方が手を挙げていただければ1番いいのかなと思っております、この支援員に任命をすることによって実績を得るといのはなかなか難しいかなど。やはりやる気のある方に手を挙げていただいて、そういうようなフォローしていくということの方が大事かなど思っているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 私が思うに、年寄りが老衰で高齢化して亡くなっていくのは順序でやむを得ないと思うのですけれども、子供が急激な減少しているということはやはり大きな危機感を感じるわけです。ぜひひとついい方向に行くように、将来の不安がないように取り組んでいただきたいと思っております。

②のほうですけれども、少子化対策方針ですけれども、まず財政的な状況もあると思うのですけれども、思い切った施策、例えば給食費の無料化とか未満児保育料の無料化とか思い切った政策が必要であると思っておりますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） この議論はたしか1年ぐらい前ですかね、小澤議員の方から、給食費ではなしに幼児保育の無償化をやったらどうだという話をいただいております、そのときも答弁させていただいているのですが、今回、岸田総理が異次元の少子化対策を実施するというので、どのよう

なメニューが出るのか分かりませんが、そのときにもお答えさせていただいたのですが、それぞれの市町村が独自の政策をするのも大事なのですが、結果的に地域と地域の人の奪い合いみたいな形になってきます。それが、マクロで見たときに本当に行政の支出としていいのかどうかというのは、マクロで見たときには実はあって、その部分もたしか1年前もお答えをさせていただいてまして、むしろ、国が子育て環境を整備するという方法で、財政力のあるところもないところもどこだってその環境を整備するというのが大事なと私は思っています。

そういう意味ではしっかり国の状況を見守っていききたいなと思っていますが、ただそうは言っても本当に急激になってきていますし、来年には保育園の統合もごさいます。統合の機会を踏まえて、今の保育園の施策あるいは事業が本当にいいのだろうかということは1回おさらいする必要があるなと思っていて、あれも予算つける、これも予算つけるとはなかなかいきませんので、スクラップ・アンド・ビルドの中で多くの方々から喜ばれるような最適の解といいでしょうか、その辺はちょっと来年度の統合に向けての中でちょっと検討したいなと思っているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 子育てについては1番県内で優遇されているというのが燕市だそうです。そういう支援、公務員の方であちこち転勤で回っている人に話を聞きますと、燕市が1番力を入れていると聞いています。何か12歳まで、小学校を終わるまでですか、毎年100万円ずつ出すなどという例も、ちょっとそれは本当にしているのかという気はしているのですが、燕市だというようなことを言っていました。

燕市とか聖籠町、刈羽村、でも、向こうは財政的に豊かですから太刀打ちはできないのですが、燕市の場合はふるさと納税が四十何億で毎年県内一の納税がありますので、それらも活用しているのかなというふうには思っています。

これについては他市町村でも取り組み始めておりまして、三、四日前の新聞ですか、そこで、湯沢町が今、小・中学校の給食費を無料にするよ、あるいは保育園の給食費を無料にするよというようなことで出ていました。そのような状況なので、少しこれについても軽減するような格好で進めてもらえればありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、③の関係ですけれども、高齢者です。老人ホームとかあるいは介護との関係で高齢者福祉に対する支援はあるのですが、一般の関係、高齢者福祉に対する支援は少ないように感じています。他市町村に比べてやはり少ないと感じるのですが、そこで、私は令和3年度の決算で敬老祝い等の贈呈状況を見ると、88歳対象者が63人いるということで1人3,000円の記念品と、それと100歳対象者が10人おって1人5万円の祝い金を出しているというのがございました。それでもほかの市町村に比べると少ない気がします。

他市町村では、100歳になると30万円とか50万円とか、中には100万円というところもあります。

88歳や100歳になると節目でもありますので、長寿の家系でもあり誉れだということで親族で簡単なお祝いの会を催したりしていますが、数少ない高齢者福祉政策でありますので、記念品や祝い金の増額等は、95歳やあるいは100歳というような拡充があっても、もう少し手厚くしてもいいのかなと思うのですけれども、この辺についてはいかがでしょう。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 高齢者福祉の施策が少ないというお話でございますけれども、高齢者の施策は随分昔から様々な施策が国で執られてきていて、おっしゃったとおり、特養施設とかあるいはヘルパーから始まり、あるいは医療の無料化、在宅福祉、介護事業とか様々なことでやってきていて、村としてもそれに対応する関係で高齢者の福祉計画を立てながら、介護予防あるいは社会進出、あるいは生きがい対策ということでやってきているわけです。

この村は小さいわけですから結構きめ細かな、直接、高齢者との関わりは社協も通じましてやっておりますので、私はむしろ注力すべきところは、その記念品の額を市町村で争うのではなく、そういった生きがい対策とか社会進出、安全・安心な暮らしの支援とか、そういうところにむしろ私は重点的に置くべきことだろうなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 私はこういうことを調べるときにいつも、議会の議会だよりがありますけれども、10町村それぞれ送られてきますのでそれを見ているのですよ。それで、こういう補助がうちは少ないとかそういうふうを感じるものですから、そんなことで今回も質問させていただきました。

それでは、2点目の有害鳥獣駆除対策の強化についてですけれども、1点目の兼任集落支援員制度の活用ということですが、村には協力隊員が2名と集落支援員3名がおられますけれども、兼任集落支援員というのは任用されていません。

全国的には制度の集落支援員に対して兼任が2倍ぐらい任用されているのですけれども、うちは兼任集落支援員がないということですが、これは国の特別交付税で支援を受けることになるのですけれども、その決まりでは今は年報酬で集落支援員が1人445万円だそうです。兼任集落支援員の支援は、ほかの仕事と兼務しているということから年報酬で1人40万円以下というのでしょうか。それで、集落支援員1人に対して11人を採用できるわけです。この国の制度を活用して有害鳥獣駆除対策の強化は可能と思うのですけれども、村長の考えを伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 先ほどの結婚の件もそうですし、今回の有害鳥獣の関係の専任集落支援員もそうなのですが、結局はそういう活動がうまくいけばそういうことへの支援というのも十分あり得ると思っていて、私もその専任だけじゃなしに兼任の集落支援員制度もなるべく増やしたいなとい

う思いはあります。

ただ、それで40万つけて指定を、例えば区長さんでもいいし誰でも指定したからやれるのかではなしに、例えば有害鳥獣であれば、先ほどから申しています地域で囲い込みとかやりながら研修をしてこれのできるねと。そのときに、これ維持していくのにどうしたらいいのだと。そこで集落支援員を設けて、その人にちょっとやってもらおうとかかそういう機運が盛り上がったときにその支援員をすればいいのですけれども、それのない中で指定をしても、俺何やったらいいんだみたいな話になってくるので、もう少し、この制度は活用したいので、その活用をするための前段の部分をもうちょっと整理をして熟度を上げてからこういう制度を導入していきたいなと思っているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） いや、確かにそのとおりなのですが、ただそれを一般の皆さんに考えて持ってきてくれと進まないの、行政がやはり主導でやってもらいたいなと思っているわけです。

それでは、②の

に行きますが、猿は例年だと毎年100頭以上駆除をしてきましたけれども、去年、おとしですか、2年前には八十何頭に減りました。去年、国の特別交付税ではないかな、国の制度を使ってやったのですけれども、実質、去年は20頭ぐらいだという話を聞きました。

苦しめられているのはもう村民なのですけれども、村民は今は諦めムードになっているというような感じがします。聞いてもそのような話なので、阿賀町とか津南町では同様に苦しんでいるのだけれども予算の計上額とかが全然違うのです。本気度に大きな差を、それを読んでいると感ずるのです。この両町は発信機を活用しているのですが、村民がしょうがないと諦める必要はないし、何か手だてはあると思うのですけれども、これについて再度村長にお聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、今年猿の捕獲頭数でございますが、確かに議員ご指摘のとおり20頭、19頭ぐらいの見込みであります。この減少の原因でございますが、8月の水害が大きく影響しておりまして、この中で猟友会の方々も被災をされているとかございます。また、なかなかそういった面で猿の駆除を行う時間がなかったというのも原因でございますけれども、証拠写真、国の補助事業を使った場合の証拠写真の事務手続的のところ、その点でもちょっと戸惑いがあったように聞いております。

そのようなことから、駆除を諦めたということではなくて、決してそういうことはございませんで、これからまた令和5年度始まりますけれども、そういったところで猟友会の方々と連絡を取りながら対策に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 私の集落も猿が出てきて、10年前ぐらいからですけれども出てきて、去年あまりにいたものですから、道路の反対側の川原の方に林があるのですけれども、やはり1週間ぐらいそこにいて、遠くにいなくなったなどと思ったらまた来て1週間ぐらいいついたりそういう状況があったものですから、今、皆さん困っているということで、今回始まりましたけれども、立木を伐採していくという協力をお願いして伐採していくというような状況にあります。あわせて許可もお願いします。

③のイノシシの関係なのですけれども、養豚業者から話があったのですけれども、野生のイノシシから病気感染、豚熱ですか、この病気感染が非常に今は怖いし不安だそうです。全頭予防はしているのだそうですけれども、あわせて敷地とか豚舎内、豚舎の入り口とか、皆入らないように柵はしてあるそうなのですが、それでもやはりもし感染した場合全頭殺処分とか、廃業も頭をよぎるということで、怖い怖いというようなことを言っていました。

令和3年度のイノシシの駆除は1頭だけだったのですけれども、その前の年が2頭ですか、その前はずっとゼロですが、集落の近くまでイノシシがかなり来ています。そういうふうな駆除対策を強化していただきたいという要請を受けたわけです。

今、上越市でこういう有害鳥獣駆除の関係で、5日連続ですか、新聞に載ってきていましたけれども、上越市ではピーク時で、令和2年ですか、そのときには862頭、毎年何百頭も駆除しているのですね。862頭のイノシシを駆除したそうです。上越市としては、県の猟友会と連携して若い狩猟免許を持った人たちに呼びかけて来てもらってやり始めた。年2回のようなのですけれども、やったというようなことございますし、冬場はまたドローンを使って巻狩りをするというようなこともやって、いろいろと工夫が感じられるのです。

そういうのは大変なことだと思うのですけれども、私も相談を受けた関係で一応返事はしなきゃならないものですから、こういうふうにやはり一般質問したよという、こういうふうな返事があったよというようなことで返す関係もあって、今回も質問しているような格好ですけれども、そういう状況なのですが、イノシシの関係をどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

確かに議員ご指摘のとおり、野生イノシシからの病気感染による養豚業者への影響というのはかなり大きなものになると思います。感染すると本当に廃業も余儀なくされる可能性を含んだ問題だと認識しております。

そこで、新潟県と村、そして猟友会の方々にもご協力をいただきまして、逆に野生のイノシシが豚熱にかからないようにするワクチンをまいたり、そういった対策も始まっております。そういうことで、いろいろとドローンとかいろいろな方法があるかと思っておりますけれども。また、猿と同じに

集落支援員の集落環境診断を通して地域ぐるみという形での取組を含めて、そして対策に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） では、よろしくお願いします。

それで、猿の場合ですけれども、猿が出てきたよということで役場とか猟友会に連絡しても、来たときには30分、1時間かかっているということで、行ったらもういなかったと、通り過ぎてしまうというようなことがあるのですけれども、これをできれば窓口1本にして、電話を1本にして、誰も役場に言ってもさっぱりつながらねえと、話が行かないというようなことで、直接、皆さん、猟友会員さんの知っている人に連絡をして来てもらっているというような状況なのですが、1本にしてスピーディーな対応ができる体制づくりも進めていただきたいと思います。

それでは、3点目の脱炭素に向けた村の推進体制について質問させていただきます。

脱炭素については村民への周知不足を感じるわけです。そういう話を村民からも同様に意見を聞いていました。村民に分かりやすく伝えることが重要と思うが、今後の周知方針を伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、これまで脱炭素先行地域の中の皆様を対象とした説明会や集落説明を行わせていただきましたが、まだまだ地域内の皆様への周知、それからそれ以外のエリアの皆様への周知、不十分であると認識をしております。

今後の周知方針につきましては、先行地域内での説明会、またこれまで説明会を開いていなかった地域での説明会開催に努めることとして、それ以外でも広報、ホームページ等での周知を図っていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） よろしく申し上げます。

③の森林・林業の関係ですけれども、今のままで国の政策を見ると、今のままでいくと2050年頃には立木は老木化して二酸化炭素を吸って酸素を排出するその活性力が劣ってくると、2050年には半減するというような予想をされてきました。

そこで、立木の伐採はしても、その後の再生林は全国平均で3割程度だそうです。うちの集落でも今切った杉へ、その後植えるということは、やはりお返しする関係もあるので、木を切って売ってお金をお返しする関係もあるのでちょっと難しいというような話を聞いています。国は再生林を強力に進めようという考えでいますけれども、それに見合う支援について伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、関川村の民有林でございますが6,511ヘクタールございまして、人工林面積2,927ヘクタールでございます。このほとんどがご指摘のとおり標準伐期齢を迎えておりまして、今後さらなる山林が主伐期、主伐されていくというような状況になるかと思いますが、ご指摘のとおり、人工林の再造林率は30%から40%ぐらいと聞いております。

こういったことから、国でも強力に進めようということで補助事業を用意しております。ふるさと越後再造林基金というところからも支援をいただければ、ほぼ再造林の経費については100%近く、ただというか地元負担なしでできるような制度もつくられてきておりますので、まだまだその辺の周知、PRが足りない部分あるかと思っておりますので含めて周知しながら、また林業事業者さんにもご協力をいただきまして進めていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 今の関係については、先般、うちの集落で林業座談会がございましてそこで話は聞いたのですけれども、今までは造林すれば金が出されたけれども、負担金があったけれども、それはいいと、なしにするというようなこと。あるいは、2年間は下刈りもやってくれというような話を聞きました。ただ、各市町村のあれが違いますよね、負担というか、上乘せ、付け足し、それらの関係もあるのでどうなるかなと思っておりますのですけれども。

もう1点、森林組合の事業に対して国や県の補助以外に村での補助率の上乗せ、付け足しをしています。造林の場合は8%ですか、付け足しをしています。各市町村の付け足し、支援はまちまちです。もっといっぱい付け足しているところ、あるいは付け足しはしていないところがあると思うのですが、関川村は付け足しが低い方ではないかと思っておりますのですけれども、再造林等の事業を順調に進めるためにも、近隣である村上市とか小国町の補助支援がどのくらいなのか確認して、同等の支援を検討すべきだと私は思うのですけれども、村長の考えを伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） これまで多分様々な経過があつて補助率も違ったと思いますが、今おっしゃった村上についても仄聞するところによれば、実質補助そんなに変わらないよねと、数字上は別にして、実質余り変わらないという話もちらつとは聞いているのですけれども、それぞれの自治体がどのような支援の状況をしているかというのは我々も当然知っていく必要があります。

特に、先ほど課長が言いました、再造林を進めるための事業については村もしっかり金を出して、地権者負担がかからないような形でできるように、これは対応をしっかり組んでいきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） その辺、よろしくをお願いします。

私の質問はこれで終わりますが、兼任集落支援員の制度の活用、婚姻とか仲人、有害鳥獣駆除の

関係だけでなく脱炭素とか、あるいは教育面でもいろいろな面で活用できると私は思っていますけれども、ぜひ制度の活用を今後とも検討していただきたいと思います。

以上、ありがとうございました。終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 村長の施政方針にもありましたように、関川村は55年前、昭和42年8月28日大災害に襲われ、多くの人命、財産を失うという経験をしてきました。その1年前、41年7月11日にも荒川本流の堤防の越水、決壊、そういった被害を受け、2年続けての水害に見舞われた経験を持っています。今から55年前ですので、私はまだ生まれていませんでした。人づてに聞いた話を受けたところしかありませんでした。

5年前に国交省が中心となり、羽越豪雨水害50年を記念して大プロジェクトで防災に関するいろいろなイベントが行われてきました。その以前からも防災訓練、避難訓練は、常に水害、豪雨の災害を意識した訓練を積み重ねてきたことと感じています。

昨年8月3日、4日の豪雨による災害で、この村は局地激甚災害を指定される被害を受けました。冒頭から村長がおっしゃっているように、災害復旧に関しては今まさにこれからというところだと思います。これまでも国の査定やいろいろな雑務があり、当局の職員の方々は寝食を忘れ休みも取らずに懸命に職務に準じてきたことを把握しておりますし、本当に頭の下がる思いではありますが、今回は防災面というところからの質問をさせていただきます。

村の総合計画にあります、これも村長の施政方針にも出てまいりました、「住みよい暮らしのために」第8項 安心安全な暮らしの確保、1、危機管理体制の整備、3、自然災害。これらについてお伺いをします。

8月3日、4日の豪雨災害において役場で設置されました災害対策本部、それと関川村消防団、それから地域の自主防災組織の活動、それらの連携、伝達、それぞれの検証はどうでしたでしょうか。そして、その検証を踏まえ改善すべき点とどのように改善されたのか、もしくはどのようにこれから改善していくか、それについてお伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 小澤議員のご質問にお答えをする前に、まず、当時の気象状況や村の対応を振り返ってみたいと思います。

8月3日の日中は県北地域において雨雲がかかっていたために、女川地区での災害に警戒をしており、女川地区の区長さんには警戒を呼びかけました。女川地区ふるさと会館、光兔こども館に自主避難所を設置するとともに、高田地区ふるさと会館も開放をお願いしておりました。

その後、荒川の水位や土砂警戒情報に注視をするとともに、气象台からの情報を得ながら警戒をしておりましたが、これらの情報では避難情報を発令する段階に至らず、集落の状況が把握できて

いない中で、避難指示の発令のタイミングを失する結果となりました。

線状降水帯が当初の予報に反して長くこの村に居座り続けることになり、大雨特別警報が発令され、深夜に緊急安全確保を発令し、垂直避難などを呼びかけるということとなりました。避難指示の発令のタイミングや土砂災害の発生予測などの難しさを実感したところでございます。

小澤議員のご質問にお答えさせていただきますが、まず初めに検証についてですが、このたびの豪雨災害を教訓として反省点や改善点を洗い出し、今後活かしていくため検証作業を行っております。

村では、気象台、国土交通省、新潟県などに連絡し、情報収集を精力的に行ってききましたが、これに比べ個々の地域の情報についての情報収集に対する意識が希薄であったと思っております。

消防団については、分団隊ごとに水防活動を精力的に行っていただきましたが、それらの縦横の指揮や連絡体制、さらには対策本部との連絡体制も不十分であったこと。そして、自主防災組織との関係では、災害時における村の情報収集、情報供与が十分でなかったことが反省すべき点と捉えております。

これらの検証を踏まえ、改善すべき点とどのように改善したのかということでございますけれども、消防団との連携不足を踏まえ、改善すべき点は指揮連絡体制を確立することです。このため、消防団の団長・副団長には災害対策本部への参画を徹底し、水防活動として指揮をしていただくことといたします。

自主防災組織との関係につきましては、村から各地区の防災リスクに対応した防災情報、気象情報を適切なタイミングで発信できるよう情報共有の仕組みを整理し、訓練に活かしたいと考えております。

また、高田地区においては地域版のタイムラインを作成しているところであり、内水氾濫に対応した避難情報の発令基準を新たに定めることといたしました。高田、湯沢、下関、上関の4集落へは、今般、新潟県と共同でヒアリングを行うとともに住民アンケート調査を実施しているところであります。避難行動を把握し、今後の防災対策に反映させていきたいと考えているところであります。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 検証をしている今の段階はというところで、村長からお答えをいただきました。もう少しお聞きします。

最初、夕方、女川流域での警戒が出され、女川に避難所が設営されました。その後、女川ふるさと会館に開設指示があり、15時20分高田地区ふるさと会館に開設を要請されています。15時には女川ふるさと会館に避難誘導があり、50人が避難されています。高田地区ふるさと会館の避難所が危険だと察知して、高田地区の区長はじめ、役員からの指示で、川北ふれあいの家に避難所を開設してもらい、そちらに移動されています。

そこで、避難所の設営、運営についての検証はいかがだったのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 避難所に関しましては、まず開設の時期がどうだったのかという点と、それから開設の運営といいましょうか、それについて検証を行ったところでございます。

話の総括的には、まず、避難所の開設の時期につきましては遅かったということで反省をしております。特に高田の場合は前川からのバックウオーターの関係があって、排水ポンプ車を要請あるいは配備というタイミングがございます。ですので、そのタイミングで高齢者等の避難情報を発令し、避難準備そういった体制に入るべきであったということで、今後はそういった、今申し上げたことを基本に整理をするということにしております。

避難所の運営に関しましては、ばたばたとした中でなかなか訓練どおりにはいかなかった面もございしますが、避難名簿といいましょうか、安否確認についても自主防災組織の方でやっていただいたということで、そこは大変いい点だったと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 平成30年度において、平成30年7月29日それから30日、曜日でいうと日曜日から月曜日にかけてであります。旧土沢小学校、上土沢集落センターにおいて、社会福祉協議会、それから関川村、地域学校協働本部が主催となりまして、関川親子で防災キャンプということで、防災体験学習といいますか、防災における避難所運営の中の学習会というのをやられているのですね。ここは、福祉協議会と地域学校協働本部さんですから、教育課の方の中からも参加してらっしゃるのです。非常にいい試みだなと当時考えて、少しの時間でしたけれども見学に行かせていただいておりましたが、避難所運営だとかそういったところにこういった学習事業の結果、そういったところで気がついた点とかを盛り込まれたということはなかったのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 当時そのイベントにも、私、地域住民として参加したのか、ちょっと記憶がございしますが、その反省点といいましょうか、よかった点悪かった点というのは整理したものを今の段階ではちょっとお答えできないといいましょうか、活かされたのか活かされていないのかというのもちょうと把握はしてございません。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 何を申し上げたいかということなのですが、昨年の水害は本当に災害で、急に起きてしまったわけです。それに対して、その災害が起きたときに災害本部並びに自主防災組織、あそこが駄目だったじゃねえか、ここがよかったじゃねえかという話をしたいのではなくて、1番大事なところの村民の人命、身体、財産を守るという村の根幹のところ、ここに触れてくるところで、総合計画の上位計画の1番上に来ているわけなので、そういったところを、実際に災

害が来たわけです。災害がないにこしたことはないのですけれども、近年ずっと東日本の大震災があつたりですとか、その前は阪神の大震災があつたりですとか、メディアでは本当に見て大変だなと思つていたと思います。村民の方も、**指示者側**の方たちも。でも、どこか対岸の火事的な感覚にとらわれて、私もそうです。大変なのだなと映像で見てテレビで見てよその話だったのが、実際に起きたわけなのですよ。

この総合計画の中でPDCAを回しながら計画を練り上げていきますという手法も取られているわけなので、実際に、総合計画、今、第六次の総合計画後期になっていますけれども、計画を立てられているわけで、安心・安全の自然災害とか危機管理体制のところは、DOがなかなか50年も55年もできていなかったのが、今回DOができたわけです。そこで今度検証チェックをして、それをさらに盛り込んでアクションにつなげていくということをぜひやっていただきたいし、やっていただかなかつたら、またこれ災害が起きたときは同じことになると思うのです。

冒頭、通告にない話をさせていただいた41年と42年の水害は、2年続けて来ているわけです。今年令和5年に水害がない、絶対がないというのは誰も言えない話だと思うので、そういった話をさせていただいているわけなのです。

そういったところに関して、PDCAを回していくという手法の取り方、今、検証を進められてきてこれからどうやっていくのかというあたりを、村長にもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） この検証を得るのに、行政の対応が的確だったかという問題もありますし、自主防災組織が本当に機能したのか、あるいは個人自身が防災に対してしっかり取り組みしたのかという問題があると思います。よく防災の専門家が住民に講義するとき、役所なんて当てにならないと、自分の命は自分で守らなきゃならないとよく言われますけれども、それはある意味正しい部分もあります。

行政の部分でどうだったのか、自主防災でどうなのか、あるいは個人がどういう対応だったのかということも含めて、まずはしっかり総括をして、文書になる、ならないは別にして、次に起こるときに向けた改善点というのはしっかりあぶり出したいなと思つています。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 村長の施政方針にありました、防災力強化のところです。

昨年の8月豪雨災害で被害を最小限に食い止めることができたのは自主防災組織の日頃からの訓練の賜物です、とあります。全くおっしゃるとおりだと思います。避難するべきときに、私は川北のふれあい自然の家に朝方から詰めまして、高田集落の避難をしてきた方々の状況しか把握はしてないですけれども、高田集落の方々は区長さんをはじめ、班長さんをはじめ、全て決め事を訓練したとおりの動きで行っていただいて、けが人もなく死傷者もなく過ごせたのは本当に賜物だと思つ

ています。

ただ、先ほど村長、総務課長がおっしゃっていただいた、その指示のタイミングが逸してしまいがちであったということに対して、要支援者を抱えている家庭の方は避難できずに、皆さん自宅の2階で電気も通らない真っ暗な中で過ごされています。それも教訓としてしっかり残していかなければならないと思います。

そのときうまくいかなかったのはどうなのだという話を私は一切する気はなく、それを今後の教訓にさせていただいて、しっかりと村民の人命、身体、財産というのを本気で守るところにつながるべきではないかと、やはりこれが教訓にはなっていないと思いますし、そういった意味での考え方の循環、動きの循環というのを、これを機会にきっちり、我々も含めてつくっていかねばならないのだなというふうに考えております。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） それでは14時15分まで休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 4番、伊藤敏哉でございます。

地方創生人材支援制度による外部人材登用の成果についてお伺いします。

村では令和4年度から内閣府所管の「地方創生人材支援制度」を活用し、民間企業から専門的なスキルを有する3名の人材の派遣を受けられました。技術革新のスピードが速く人材ニーズも高いデジタル分野と、地域の脱炭素事業を支援するグリーン分野を中心に、村の施策の充実強化に貢献していただいていると認識をしております。

内閣府のホームページによりますと、国家公務員、大学研究者、民間専門人材が全国81の市町村に104名派遣されているとのことであり、当制度を他の自治体に先んじて活用し、デジタル部門、グリーン部門に力を入れて村政を進めることは非常に意義あることと感じており、当制度への取組に敬意を表するものであります。

ここで、次の3点について村長にお伺いします。

1点目として、この制度の村民への周知の観点から、改めて地方創生人材支援制度について村への財政支援面を含め、制度の概要についてお聞かせください。

2点目としまして、派遣を受けてほぼ1年を経過したわけですが、村政運営上、どのよ

うな成果があったと考えるかお伺いします。

3点目としまして、民間専門人材の派遣期間は原則半年から2年とのことですが、来年度以降、令和5年度以降の当制度への取組についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伊藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、地方創生人材支援制度の概要についてですが、これは東京への一極集中の是正や地方の活性化のための地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間専門人材を市町村長の補佐役として派遣する制度であり、報酬については原則市町村の負担となります。

一方で、3大都市圏に所在する民間企業等の社員を受け入れ、そのノウハウや知見を活かして地域活性化に取り組む場合、総務省の所管になりますけれども、地域活性化企業人という企業人材派遣制度これに該当して、受入れに要する経費年間1人当たり560万円を上限に国の財政支援を受けられるということになります。

村としましては、地方創生人材支援制度を有効に活用し、デジタル、脱炭素、観光分野で4名の人材を受け入れているところであり、国からの財政措置、総務省所管の企業人材派遣制度に該当する方については財政措置を受けられますが、2名の方がその条件に合致をして国から支援をいただいているということでもあります。このほかに農業DX分野においては、民間企業の負担において1名の派遣をいただいているところであります。

次に、派遣受入れによる成果についてでございますが、行政の仕事も専門知識や民間の発想が求められる分野が増えてきており、職員だけの発想や取組では大きな成果を得るには限界があると考えております。

派遣いただいた皆様には、これまで使ってきたノウハウや知見を活かして精力的に問題解決に取り組んでいただいたり、新たな事業展開に道筋を立てていただいております。また、幅広い人的ネットワークを活かし、村の活性化の観点からも専門分野以外でも多くの事業提案をいただくなど、役場職員にも大いに刺激を与えており、組織の活性化の観点からも有意義なものだと考えております。

3点目の来年度以降の取組ですが、多方面からの有能な人材を受け入れることは、一緒に仕事する職員のスキルアップ、そして職場の活性化にもつながると考えております。今後とも村のニーズに応じた形で必要な人材を確保できるよう、地方創生人材支援制度など国の制度を有効に活用してまいります。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

それでは、再質問に移らせていただきます。

1点目の答弁いただきましたが、私のちょっと調査ミスで、3名でなくて4名ですというご答弁でした。訂正をさせていただきます。

それで、今ほどの村長からいただいた答弁では、2名が国の制度に該当して、年間560万円ですか、の支援があるということですし、2名は村の財政負担ということだったかと思います。もう1人は農業のDX部門、私たちが非常に助かりましたけれども、共同防除、ドローンでの防除、私はじめ、農業者は、大変1年目にしては非常に精力的にやっていただいたと思っております、こちらは企業の負担でというご説明だったかと思います。

それで、2点目についての再質問をさせていただきたいのですけれども、非常に精力的に活動されて、この事業の趣旨でもありますが、市町村長の補佐役として活躍されるのが目的ということでございます。派遣された目的以外でも様々な提案とかご意見があって、また、それぞれの方がお持ちのネットワークも非常に有効に使っていただいたと思っております。

その中で再質問させていただきたいのが、現在の村の職員への刺激も大きいというご答弁でしたけれども、この点について再度、具体的な、村職員が積極的に派遣職員の方に質問したりとか、そういういろいろなディスカッションしたりとか様々なやり取りがあると思うのですけれども、どのような、見た目でも結構ですし実質の効果でもいいですし、もう1つ具体的な何か成果といいますか、そういうものをお聞かせ願えればと思うのですけれども、よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） 派遣職員の方による村職員への影響ですけれども、1番大きいのはやはりスピード感、民間なのでスピード感ですね。どんどん先を見据えて動いていくというスピード感、そして発想力、とても我々では思いつかないような発想でいろいろ物事を進めていく、あるいは物事のスキームを決めていくというあたりが非常に優れていると、刺激になっていると考えております。

より村の職員にそれを間近で見てもらえるように、今後は、例えば交渉のために民間企業へ出向くときなどは若手職員などをぜひ随行させて、より間近でその感覚を学んでいただきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。スピード感、それから発想力が秀でていたという、そういう面で非常に職員にプラスになったということでもあります。

もう1点お聞きしたいのですけれども、この事業、私、実は最近スタートした事業かと思ったのですが、またちょっと調べましたら、平成27年度からでしょうかね、スタートされておって、これまで令和4年の7月現在で326市町村で延べ507名が派遣されたと内閣府のホームページで見たので

すけれども、いい事業であるがゆえに続いているのだと思うのですけれども、村で引き続き取り組んでいただきたいのですが、いずれその派遣で来られた方、いろいろなノウハウを伝授していただくわけですけれども、その方々が戻られた、要はこの事業に取り組まなくなった後に、今までの蓄積として、仕組みとして残すというか、村の仕事ですから当然報告書的なものもつくられるでしょうけれども、そういうこの制度が終わった後に村の行政の仕組みの中でどう活かしていくかというような点について何かお考えとございますか、あれば再度お聞きしたいのですが、お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほど副村長申し上げましたとおり、基本的にはそういうスピードの速度とか新たな発想があるのですが、それぞれバックヤードと申しますか、民間の方は違うところでの育ちですから様々な個性がありますし、起案1つを見ても、例えば観光の方であれば今まで観光関係でできなかったことをきちっとまとめ上げたりとか、まとめることも実績だけども、まとめる上での、要は私に対する説明のペーパーにとってもやはり今までの職員と違うスタンスできちっとまとめてくるということで、職員は多分それを見ながら勉強になっていると思います。

なかなかこれをシステム的にするというのは難しい部分はあるのですけれども、やはり日々その方々と接して、それこそ職人ではないけれども親方の後ろ姿を見ながら自分で学ぶみたいなどころがあると思うのですけれども、絶えずその人たちとコミュニケーションをするなりで学んでいくと。これは民間の方だけじゃなしに、人事異動である大きな会社もそうだと思います。ある人の下で育ったときと次の方と仕事するときでは違うときにそれぞれ学ぶわけですから、そういった形でそれぞれが自分の心の中に落とし込むということが多分大事であって、なかなかそれを1つのシステムにしていくというのはなかなか難しいかなとは思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。今の村長からの答弁いただきまして、私もちやんばらの職員時代にいろいろな上司からいろいろなアドバイスをいただきましたけれども、やはり印象に残っているというか、やはりそういうのが幾つか忘れられない指導がありますので、今の村長のご意見もごもっともだなと思って聞いておりましたし、ぜひ村の職員も積極的にそういう部分を吸収していただくようにご指導をいただければと思います。

それから、もう1点関連してなのですが、私、よく村へよそから来られた人に聞いてみたいと思っているのが、村の印象と申しますか、村に対して、役場でもいいですし、自然とか村の資源とか村民の人柄ですとかいろいろな受け止めがあると思うのですけれども、この制度で来られた方々で何か村に、先ほど村長からもお話ありましたけれども、いろいろな部門でのご指摘もあったというお話もありましたが、村に対する評価的と申しますか、いい村だなというのを聞きたいのですけれども、そういう部分がありましたら具体的に聞かせていただければ、私たちも励みになりますし村

民も職員も励みになると思うのです。具体例がありましたらお願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 何人か来られていますけれども、具体的にそういった観点での話はしていないのですけれども、会話の中でというか、これまでの中でおっしゃっているのは、小さい村で役場ですから、顔の見える関係、物事をやるにもスピード感を持ってやろうと思えばできるというところが非常に、企業的な、役場としてもそうですし村民とのかかわりにとってもやりやすいといいいましようか、やろうと思えばできるというようなそういったことは何人かから聞いてはおりません。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

それでは、最後に3点目の関係で再質問させていただきます。

来年度以降の取組ということでございますけれども、現在4名の方が来ていただいている、その財政的な支援の部分もお聞きしたのですけれども、今後、今の具体的に4名の方全員が来年度残られるのか。そしてまた、この事業のスケジュールでいきますと前の年の11月、9月ぐらいからですか、市町村からの受入れ希望調査とかがあるようですけれども、新たに増員とか、あるいはまた減員、減るとか、そういうような動きがあるかということと、今後のこの事業が続く間の取組方針についてお伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） 来年度のこの人材派遣についてですけれども、現時点では、4年度に来ていただいたこの5名の方には引き続き5年度は従事していただくということになっております。

6年度については現時点では未定ですけれども、現在の課題が続いている場合は引き続きということもできますし、また新たにということもできますので、その辺はまた5年度中に考えていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

私が先ほどご説明したように27年度から続いて現在も続いておまして、年々、27年度は69市町村69名からスタートしたようですけれども、令和4年度は81市町村の104名ということで、もう右肩上がり、急激ではないですけれども少しずつ増えているということでございます。ですので、やはり自治体にとっては非常に有意義な事業であるから伸びているというあかしだと思いました。

今度2年目に来られている方も入るわけですし、昨年はいろいろ村の状況などを知っていただく年だったのかなと思いますし、また今年はさらに深い部分でいろいろとアドバイス、村長、副村長に対するご意見といえますか、そういうのも期待したいところですし、職員の方々にもぜひともさ

らに、昨年にも増しているいろいろなものを吸収していただくようにリードしていただきたいとお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋正之です。よろしくお願いをいたします。

昨年8月の豪雨による災害復旧が始まっているところであります。新年度は復旧工事が本格化するところでありますが、関係者の皆様には早期復旧に向けてご努力を賜りますようよろしく申し上げるところであります。

村長の施政方針説明の内容について、3点についてお伺いをいたします。

1点目、住みよい暮らしのために、道の駅周辺の整備についてであります。

道の駅の一角にコンビニエンスストアの誘致を進めるとにありますが、これは村民の声であったのか、お伺いをいたします。

2点目、地域を担う産業振興のためにということで、3点についてお伺いをしたいと思います。

まず、農業の振興についてであります。

新規土地改良事業で、鮎谷・大島地区の圃場整備事業を積極的に進めるとにありますが、これはいつ頃から取り組む予定なのかお伺いをいたします。

2つ目、有害鳥獣対策についてであります。

現在、電気柵設置補助により農作物被害の減少と有害鳥獣を寄せつけない取組は効果を上げております。継続が必要と考えております。今現在、イノシシや鹿の捕獲量が増えており、そのために処理場が必要と考えるが、村長の考えをお伺いいたします。

3つ目、林業の振興について。

集積化のモデル事業、非農地の耕作放棄地を林地化する取組と、関川産材の利用を促進する仕組みについての具体的な内容をお聞かせ願いたいと思います。

3点目、無駄のない行財政の運営のために、ふるさと納税についてであります。

昨年同期比で倍増の3,725件のふるさと納税があったと聞いております。返礼品も倍増となっておりますが、今のところ、米、肉、酒、猫ちぐら、旅館の宿泊券が多いようだ聞いております。今後はその他の返礼品も考えているものがあるのか、お伺いをいたします。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 高橋議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、道の駅周辺の整備についてであります。

施政方針でも述べさせていただいたコンビニエンスストア誘致については、これまで取り組んできた道の駅における飲食店の誘致のいわば延長線上にあり、その意味では地元の声でもあるとも言えると考えています。

大型遊具の整備が完了する7月には道の駅の利用者も多くなることから、これら利用者のニーズに対応できるコンビニエンスストア機能は必要と考え、誘致を進めることとしています。

次に、2点目の農林業の振興、有害鳥獣対策についてでございます。

初めに、鮎谷・大島地区圃場整備事業計画についてでございますが、鮎谷地区については県営中山間地域農業農村整備事業で取り組む予定としておりまして、令和5年度から2年間かけて調査を行い、令和7年度に事業採択をされれば測量設計を行い、翌年令和8年度から3か年かけて工事が行われていく計画でございます。

また、大島沢田地区については経営体育成基盤整備事業を予定しておりまして、令和6年度から4年間かけて調査を行い、令和10年度に事業採択、令和11年度から6年ほどかけて工事を行っていく計画となっておりますが、国、県、村の財政状況等によって計画は変動いたしますので、申請事業主体であります関川村土地改良区を積極的に支援しながら事業を進めていきたいと考えております。

次に、電気柵設置補助事業等の有害鳥獣対策の継続とイノシシや鹿の処理場の整備の必要性についてでございますが、農作物の被害を抑制するには、まず電気柵等で農地を囲い込むことで一定の効果が得られるため、引き続き各集落で取り組むよう支援をしていきたいと考えております。

当村において被害が多いイノシシについては1年間で1.64倍のスピードで繁殖すると言われており、被害を拡大させないためには繁殖スピードを超える駆除が必要になります。駆除した個体の処分も負担が大きくなってきますので、近年人気の高まっているジビエへの活用を進めるため処理場を整備することは、地域振興に資すると共に猟友会の方々の意欲の向上も期待できるのではないかと考えます。

しかしながら、処理場の運営には専門的な知識が要ることから行政主導での運営は難しく、猟友会や民間企業などが運営に意欲を示していただければ、村としてはこれに対して積極的に協力をしていきたいと考えています。

次に、林業の振興についてでございます。集積化のモデル事業については、昨年度予定しましたが8月豪雨で実施できなかった湯沢地区を対象とした、森林経営計画を策定しながら林業事業体に森林経営権を集積していくモデル事業であります。事業を実施し、管理されない人工林の発生を抑制すると共に素材生産の増加を目的とした事業でございます。

また、耕作放棄地等の林地化への取組については、近年の農家の高齢化や減少に伴い耕作放棄地が増加傾向にあります。このような耕作放棄地等が管理されないまま放置されると、有害鳥獣の出没や土地が不安定な状況となり、周辺環境への悪影響が懸念されます。そのような耕作放棄地に早生樹を中心とした有益な樹木を植栽し、集落協定の下、地域ぐるみで森林として長期的に管理できるようにすることを目的とした事業でございます。

令和5年度当初予算では、代行管理モデル構築プロジェクト委託料として苗木の購入費用や植栽費用50万円を計上し、財源には森林環境譲与税を充てる仕組みで予算を計上させていただいております。

次に、県産関川産材の利用を促進する仕組みについてでございますが、昨年から村民向けにバイオマスストーブ設置補助等を創設し、村の豊富な森林資源を活用した地消地産活動を通して、森林が果たす多面的機能への意識づけを村民に向けて行っております。

令和5年度からは、先ほど申し上げました、集積化モデル事業、代行管理モデル構築プロジェクト事業、そのほかにも木材の選別、搬出費用の一部を助成する関川産材利用促進事業などを創設し、森林組合をはじめとする林業事業体の素材生産意欲を向上させる取組を行い、また、脱酸素事業とも連携を図りながら、関川産材の利用を促進する取組を充実していきたいと考えております。

続きまして、ふるさと納税についてですが、返礼品の品ぞろえは随時拡大しており、令和2年度の約60品から現在は約100品まで増えております。中でも日本酒や肉など多くの寄附を頂いているところ です。

今後、新たに山菜などの山の幸に加え、物ではなく体験型のイベントなども返礼品に追加するほか、既存の返礼品であってもパッケージや数量等を工夫することで、多くの寄附者に選ばれるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

まず、1点目について再質問をさせていただきますが、コンビニエンスストアの誘致であります が、このコンビニエンスストアの誘致については以前にもお話があつて、議員も参加して議論したところでもありますけれども、そのことについてはご存じだったのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 詳細は存じ上げておりません。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。高橋さん、ボタンを押してください。

○7番（高橋正之君） 何年か前にあつたお話だったのですけれども、いろいろと議論の結果、取りやめになった経緯がございます。そのことについて、誘致はあれなのですけれども、この誘致について取決めとか約束事はあるのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） これからの協議事項になると考えています。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） では、コンビニエンスストアについては、私もまだ議員同士の話では持つてはいないのですけれども、そのあたりのお話をまた皆さんにお伺いをしていきたいと思つておりま

す。

2点目についてであります、農業振興についてです。

鮎谷・大島地区の規模、まだ調査段階ではないとありますが、おおむねで結構でありますけれどもどのくらいの規模で、概算でどのくらいの予算が必要になるか、分かる範囲で結構であります、お伺いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

正式なところ、まだちょっと調査中というところもありますし、資料を持ち合わせておりませんが、鮎谷地区になります、そちらの方は10町歩ほどになります。大島沢田地区ですが、たしか40町歩から50町歩規模になったと思っております。まだ詳細は、どの範囲を工事していくかとか詳細のところはまだ決まっておきませんので、面積については上下すると思っております。

事業の規模、金額的なところですが、女川の方で、女川地区の圃場整備が今進んでおりますが、そちらの方が大体250万とかそのぐらいの数字で、1反歩当たりですね、250万ぐらいの事業費と聞いておりますが、施設の用水路、排水路、そういったものの農業用の施設の規模もありますし内容もございまして、これから詳細を詰めていくというような段階でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。ぜひ早めに進めていただきたいと思っております、ひとつよろしくお伺いをいたします。

有害鳥獣対策についてお伺いをいたします。

非常に前進的なお話を村長からお伺いいたしました、いま一度お伺いしたいのですが、処理場ができることによって販売することも可能でありますし、ジビエをやるにしてもまたいま一つ考えなければならないと思うのですが、その辺のジビエに関する事などについて、いま一度お伺いをさせていただきますが、よろしくお伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ジビエの処理場の件でございますけれども、答弁のとおり、なかなか行政主導で運営していくというのはちょっと難しいと今のところ思っております。

そういった中で、猟友会さんですとか民間企業さん、個人でも結構ですけれども、そういった方々からお声をいただければ、いろいろな形でご協力はさせていただけるものと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。前進的に進めていただきたいと思っております。

林業振興についてであります、今ほどお伺いをしましたが、耕作放棄地を林地化するという事は放棄地と同じではないかと思っておりますけれども、有害鳥獣の言ってみればすみかになってし

まうのではないかとと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） こちらの方は、今、考えているのは沢沿いですとか山のところにあるような田んぼ、なかなか耕作の条件の不利な地域、地区での田んぼ、農地を林地化していこうかというような形でございますけれども、逆にそれが有害鳥獣のすみかにならないかというご指摘でございますけれども、その点でも、ただ単に木を植えるというのではなくて、できればその集落とか地域とかそういったところでの合意形成を基に、単なる山としてではなくてそういうものからも守っていけるような取組にしていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。関川産材にするまでは相当時間がかかるかなとは思うのですけれども、それまでの受入れといいますか、地元でやるのはなかなか大変かなとは思うのですけれども、取組の一環としては、放棄地にしておくよりもその方がいいのであれば、地権者その辺の話合いで決めさせていただければいいのかなどに思っておりますが、それにしてもイノシシ、猿が増えておりますので、その辺のところは心配であります、その辺の対策がもしあればお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 先ほども申し上げましたとおり、単に農地をつくらないから山にするというのではなくて、地権者はじめ、集落の方々からも同意を得て、地域ぐるみでという形で協定なりこういうふうに持っていくのだという形をとって取り組む事業でございますので、その辺、心配な部分については、それができない部分、箇所というか地区もあるかと思っておりますけれども、いろいろとお話をしていく中でそういったところにも配慮しながら進めていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

それでは、ふるさと納税についてお伺いをいたします。

今ほどもお話がありましたが、これからもふるさと納税を増やしていかなければならないというふうに自分では考えておりますが、そのことについて村でも取組が何かあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） ふるさと納税の増額についてでございますが、先ほど、村長からの答弁の中にもありましたとおり、少し今の返礼品を工夫して、また見せ方という部分も重要視しながら、ふるさと納税の増額につなげていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

私、関川村の米は大変おいしいなというふうに自分では感じております。現在、米を出されている方、3者といますか、3軒あると聞いております。今後納税者が増えてまいったときに農家さんを拡大しなきゃならない取組も必要かなと思いますので、ぜひそのときは米農家さんにもお声がけをいただいて、販路の拡大につなげていってもらえればなと思います。

今後、ふるさと納税者が増えることをそれこそ祈願を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（渡邊秀雄君） それでは15時10分まで休憩します。

午後 2時57分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、議案第2号 関川村個人情報保護法施行条例の制定について

日程第6、議案第3号 関川村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、議案第2号 関川村個人情報保護法施行条例の制定について及び日程第6、議案第3号 関川村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例等の一部を改正する条例の以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第2号は、関川村個人情報保護法施行条例の制定についてでございます。

これは、個人情報の保護に関する法律が改正され、各自治体の個人情報保護制度は全国的に共通ルールとなります。これに伴い、各自治体で定めている現行の条例は廃止することとなり、改正後の個人情報保護法の規定により条例で定めることが必要な事項や共用される事項を定めるため、新たな条例を制定するものでございます。

次に、議案第3号は、関川村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

これは、新たに制定する関川村個人情報保護法施行条例の制定に伴い、関連条例の規定を整理するものです。

詳細は総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、議案第2号の条例をご覧いただきたいと思います。

第1条では趣旨です。

第2条で定義を規定してございます。実施機関は、村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会ということで、村議会がこれまで含まれておりましたけれども、これからは除かれるということでございます。

第3条は、不開示情報の規定でございます。

第4条が手数料等ということで、手数料は無料とするということです。

ただし、個人情報の開示が必要になった場合には、コピー代などの実費を頂くということになります。

第5条で審査会への諮問が規定されております。

附則で、施行期日第1条でございますが、「この条例は、デジタル社会の形成」云々とございますが、実際には令和5年4月1日というふうになります。

第2条で関川村個人情報保護条例の廃止を規定してございます。

続いて、議案第3号の関係でございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず、第1条でございますが、行政不服審査法の関係の条例でございまして、第4条で手数料の減免を規定してございます。

それで、改正前の方であります、「関川村情報公開・個人情報保護審議会」というのが出てまいります。これが、令和元年の9月にここに「行政不服審査会」も加えております。よって、このたび修正を行うというものでございます。

それから、第2条でございます。

情報公開・個人情報保護・行政不服審査会設置条例の一部改正ということでございまして、第1条でございますが、これは審査会の設置について定めたものです。

個人情報保護審査会については個人情報の保護に関する法律が設置根拠となりますので、これはその他の法律として整理をするということです。あわせて、情報公開審査会の設置根拠は情報公開条例もその他の法律として整理を行うということでもあります。

それから、次のページで、第2条でございますが、審査会の関係でございます。

第1号と第2項は文言の整理です。

第3号は、新たに制定をいたします「関川村個人情報保護法施行条例による審査会」について加えたものであります。

第4号はマイナンバーの関係でございます。

5号と6号は、今後制定される予定の村議会の個人情報の保護条例による審査について定めたものでございます。

7号と8号は、これまでの3号、4号を繰下げたものということでございます。

第2条第2項は実施期間について整理をいたしました。

続いて、関川村村営住宅管理条例の一部改正、これが第3条ということですが、個人情報の開示請求の関係ですけれども、個人情報保護条例の廃止に伴いまして根拠法律を整理したものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第2号の質疑を許可します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号の質疑を許可します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号 関川村印鑑条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第7、議案第4号 関川村印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第4号は、関川村印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から住民票の写しや印鑑登録証明書が取得できるサービスの導入に伴い、関川村印鑑条例の一部を改正するものです。

詳細は副村長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 副村長。

○副村長(角 幸治君) それでは、関川村印鑑条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

これは、証明書等のコンビニ交付サービスの導入に従いまして、条文の整備を図るものでございます。

簡単にコンビニ交付サービスのご説明をいたしますと、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアの店頭に設置している多機能端末機、いわゆるマルチコピー機と言いますけれども、ここから住民票の写し等を取得できるサービスとなっております。

サービスの開始は、令和5年4月3日月曜日を予定しております。

利用できる証明書につきましては、住民票の写し及び印鑑登録証明書となります。

コンビニ交付サービスの提供時間につきましては、午前6時30分から午後11時までを予定してございます。

それでは、1ページ目をご覧ください。

新たに第11条の2を加え、多機能端末機による印鑑証明書の交付ができるよう規定の整備をする

ものがございます。

印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機にマイナンバーカードを使用し、マイナンバーカード取得時に設定した4桁パスワードを入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができることを規定するものがございます。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小沢 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 全国のコンビニエンスストアでこういったシステムを導入しているところであれば、この時間帯で誰でも取得できるという解釈でよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） ちょっとお待ちください。基本的にそのとおりでございます。利用店舗はセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス等となっております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

今、どこでも、登録されているコンビニであればどこでもということでしたけれども、このマイナンバーカードを登録していない方は個人番号を入力してというのはできない……、このカード自体が、顔写真が入ったカードがなければもう使えないということなのではないでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） 本サービスはマイナンバーカードを利用して使うものがございますので、マイナンバーカードがない方はちょっとお使いになれないということになります。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 先ほどの小澤議員と同じ質問でしたので、取り下げます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第8、議案第5号 関川村国民年金保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第5号は、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

これは、国民健康保険法施行令の改正に伴い、村の条例を改正するものです。

詳しくは副村長に説明をさせます。

○議長(渡邊秀雄君) 副村長。

○副村長(角 幸治君) それでは、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、村の国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減に係る所得判定基準を改定するものでございます。

1 ページ目をご覧ください。また、あわせてお配りした水色のA4用紙、参考配付の資料もご一緒にご覧ください。

まず、第3条及び第11条の改正でございます。

国民健康保険の保険税の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を、20万円から22万円に引き上げるものでございます。

水色の紙のグラフの吹き出しの部分をご覧ください。

ここに、20万円を22万円に引き上げるというものでございます。これは高所得者層の上限負担を引き上げることで、中間所得者層の負担に配慮した保険税の算定が4月からというものでございます。

2 ページ、3 ページをご覧ください。

第11条第1項第2号及び第3号の改正でございます。

低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平均、すみません、世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円に引き上げる

ものでございます。

同じく、水色の紙のグラフの下の点線の箱でございます。この下線部が変更となっております。

国民健康保険税は所得に応じて7割、5割、2割の軽減を行っています。今回の改正により、5割と2割の軽減を行うための所得上限が上げられます。このことによって、これまで軽減判定の対象ではなかった加入者が軽減の対象となることで、国民健康保険税による負担が軽減される効果が期待されるものでございます。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第9、議案第6号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第6号は、関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

これは、国民健康保険法施行令などの改正に伴い改正するものでございます。

内容については健康福祉課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） それでは、議案第6号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、村条例においても出産育児一時金の額を42万円から50万円とし、令和5年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 今ほどの説明だと、上位条例の変更に伴う変更だということで、額面もそのまま下りてきた感じですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） この50万円につきましても、国の方から50万円とするということで下りてきたものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 村長、これは先ほどの平田議員の一般質問であったかのように、本年度の出生数も激減して、これからますます出生が下がってくるに伴って、村として付け足しとかは考えられないのですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） これについて、今、村で付け足しを考えていることはありません。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号 関川村国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第10、議案第7号 関川村国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第7号は、関川村国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例でございます。

これは、診療所が消費税の課税事業者となったことに伴い、料金の改正をするものです。

詳しくは診療所事務長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（須貝博子君） 議案第7号 関川村国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

診療所はこれまで、消費税の課税対象となる社会保険診療報酬以外の健康診断や予防接種料等の収入が1,000万円未満のため消費税を納付していませんでしたが、新型コロナウイルスワクチン接種の委託料等の収入額があったことから課税対象額が1,000万円を超え、消費税の課税事業者となりました。

このため、消費税の課税対象となる健康診断、予防接種料等の料金について消費税分のご負担をお願いするものです。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第4条、診療所の料金について文言を整理したものです。

同条第2項第2号では、健康診断及び検査料について消費税分をご負担いただくための改正です。

同じく第3号、予防接種料についてこれまで条例に記載がありませんでしたので加えるものです。消費税分を負担していただくものとなっております。

ただし書で、村等からの委託で行う予防接種で頂く個人負担金分についてを除いております。

説明は以上となります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 消費税の課税事業者になるということですが、受診者といいますか、お客様から頂くのは4月1日からでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（須貝博子君） はい、4月1日からを予定しております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 4月1日まで、大分日にちがないわけですが、村民へのPRなどはもう行っておりますか。それとも、これからどのような方法でやられる予定かお聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（須貝博子君） 周知についてはこれからと考えております。診療所内に掲示するなどしていきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第8号 過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第11、議案第8号 過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第8号は、過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。

これは、脱炭素社会実現に向けた事業の追加を中心として、令和5年度以降の事業計画を見直すものでございます。

具体的な内容は地域政策課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） それでは、過疎地域持続的発展計画の変更について説明をさせていただきます。

令和3年4月1日施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の定めに従って計画の立案を行い、令和4年3月議会で変更の可決をいただいた計画につきまして、脱炭素社会推進のため、公共施設における省エネ化を図る事業を含む令和5年度以降の新規事業の財源措置として、変更及び追記を行ったものであります。あわせて、人口数値につきまして令和2年度の国勢調査数値を記載させていただいております。

この計画につきましては、既に新潟県との変更協議が済み、村議会の議決を求めるものでございます。決定し次第、総務大臣に提出することとなっております。

それでは、内容の説明をさせていただきたいと思っております。

別紙をお配りしております、過疎計画変更箇所説明資料ということでご覧をいただきたいと思っております。

ここにあります変更箇所の対照表ということで、2列目に、6ページとか7ページと書かれておりますが、これが議案のページ番号でございますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは、6ページからでございますが、事業につきましては、ハード事業として記載をさせていただいておりますものは、ほぼ公共施設の脱炭素先行地域づくりの計画に盛り込ませていただいた施設の省エネルギー化にかかる費用負担を、過疎債を利用させていただきたいということで変更追加を行ったものでございます。

6ページの1番下にあります、過疎地域持続的発展特別事業「観光」となっておりますが、観光コンサルティング事業につきましては、これまでも計画の中に盛り込みをさせていただいております。

内容の変更でございまして、令和5年度から森林を活用した観光プログラムの制作ということで、拡充、これまでのただのコンサルを受けるというのではなく、具体的なプログラム造成のための委託を行うものでございます。

7ページをご覧ください。

湯沢温泉再生事業でございます。湯沢温泉につきましては、事業主体を民間事業者の方に移行していきたいという考えがございます。そのため、民間事業者が主体となった運営によって行われる事業に対して補助をする財源として記載をさせていただいたものでございます。

8ページをご覧ください。

8ページについては、通学用定期券の購入補助でございます。内容の中に、大学生等ということで記載を追加させていただいております。

次に、生活環境の整備ということで、10ページをご覧ください。

10ページにつきましては、災害ボランティアセンター支援事業ということで、社会福祉協議会が実施するボランティアセンターの立ち上げ、訓練等の事業費の補助をするということの財源として記載をさせていただくものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

子ども医療費助成事業ということで、出生から高校卒業程度までの子供の医療費助成の財源として記載を追加させていただいております。

12ページをご覧ください。

子ども用紙おむつ助成事業、これを追加で記載をさせていただいております。

次に、地域生活支援事業といたしまして、1番下段になります。障害者の状況に応じて外出の支援や就労の支援を行うための財源措置として盛り込ませていただいております。

次に、18ページをご覧ください。

18ページにつきましては、これまでもF S事業、フイージビリティースタディー事業の実施についての財源措置ということで記載をさせていただいております。

これについて、事業化を多方面に、新電力会社によるという限定をしておったものでございますが、事業化の可能性、採算性の調査を実施する、幅広く今回の場合は調査が必要になってまいりますので、活用できるように記載の変更を行ったものでございます。

ソフト事業の方法につきましては以上でございます。ハード事業の方で何点か省エネ化ではない事業がございます。そちらの説明をさせていただきます。

ページを戻っていただきますが、9ページをご覧ください。

9ページの下水道管路設備の更新事業ということで記載を追加させていただいております。内容につきましては通報装置の更新ということで、その財源措置のための記載追加でございます。

次に、11ページをご覧ください。

11ページの上から2段目、通園バス購入1台ということで通園バス購入、更新のための財源措置として追加をさせていただいております。

次に、18ページをご覧ください。

18ページにつきましては、太陽光設備の整備事業に係る財源、それから再生可能エネルギー設備の整備事業に係る財源措置のために記載を追加させていただいております。

説明は以上でございます。

○村長（加藤 弘君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 19ページの一番下ですが、脱炭素に直接関係する質問ではなくて申し訳ないですけれども、観光コンサルティングのところで、変更後が森林を活用した観光プログラムの政策

というふうになっております。

変更前が、観光協会の独立民営化に向けたコンサルティングを委託というような内容ですが、以前、この観光協会のステップアップについては大分議論、いろいろと村の方でも検討するということがあったかと思えますけれども、今回、この脱炭素によって森林を活用した観光プログラムに変更したわけですが、観光協会の件については先送りといいますか、そのような取扱いになったという理解でよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 今ほどのご質問でございますが、観光協会の独立民営化について先送りをするというものではなくて、こちらについては検討を随時重ねていくと。コンサルティングに頼って計画を立てるものではなくしたという認識でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近 壽太郎さん。

○2番（近 壽太郎君） 2番、近です。

7ページの湯沢温泉の再生事業ということですが、この民間事業者へ補助するものとありますけれども、民間事業者とはどのような方々を想定されますか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） こちらに記載をさせていただいた民間事業者というのは、温泉を利用されている皆さんで組合の設立について提案をさせていただいているところです。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第9号 村道路線の変更について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第12、議案第9号 村道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第9号は村道路線の変更についてです。

具体的な内容につきまして建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 議案第9号の詳細について説明をさせていただきます。

かねてより新潟県に要望しておりました、下関地内の県道大栗田越後下関停車場線から国道113号関川バイパスへ直接乗り入れするアクセス道路整備が事業化されることになりました。

事業化される条件として、議案にございます位置図のとおり、大内淵地内の一般県道鷹ノ巣公園線の一部が村に移管されます。このため、村道鷹ノ巣線を165.8メートル延長し、終点の変更をお認め願うものです。

なお、実際の引渡しは事業完了後になり、それまでは新潟県が維持管理を行います。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第9号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第10号 南中橋橋梁補修工事変更請負契約の締結について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第13、議案第10号 南中橋橋梁補修工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第10号は、南中橋橋梁補修工事変更請負契約の締結についてです。

具体的内容を総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） このたびの変更請負契約でございますけれども、増額でございます。

1,895万1,900円を増やしまして、変更後の請負金額7,131万1,900円とするというものでございます。

この主な理由といたしましては、既存の塗膜、塗装と膜成分に鉛が検出されたため、飛散防止のために足場工を完全密閉型に変更するなどの対策に経費がかかるということのためでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 総務課長の説明で、鉛が検出されたというのは塗料の中でしょうか。塗料の中から。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 鋼桁に含まれている塗装の塗料、剥離した塗装の塗料の中から検出されたものです。（不規則発言あり）そうです。

○議長（渡邊秀雄君） 伝議員。ボタン。

○9番（伝 信男君） 前に、土沢橋で塗料の中から、あれは有害物が出たということで追加で大分かかったのですが、今回のこの橋も塗料に関しては検査していなかったのですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 昨年度、塗膜調査はしたのですが、これを発注する段階、設計書を組んだ段階ではその成果がまだ出ていなくて、それを盛り込んでいなかった設計になっています。

○議長（渡邊秀雄君） 伝議員。ボタン。

○9番（伝 信男君） その時点では鉛は検出されなかったけれども、改めてまたやったわけですか。塗料の検査を。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 先ほど申し上げたとおり、P C Bと鉛の検出の検査は対象になる部分はやったのですが、その成果が出てくる前に工事の発注をしなければいけなかったため、その成果が反映されてなかったということです。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 増額が1,895万1,000円ということで、当初事業費の36%ぐらいになるかと思
いますけれども、非常に大きい金額ですが、私、地元に住んでおりまして、たしか橋を箱のように
囲って作業をしておられて、何をやっているのかなと思っても直接は聞かなかったのですが、あ
の中でその塗料を剥いで飛散しないようにする工事だったのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） はい、議員のおっしゃるとおりです。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員
会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第11号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第12号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第14、議案第11号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第12号）を議
題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第11号は、令和4年度関川村一般会計補正予算（第12号）でございます。

これは決算を見通した内容で予算を編成しております。

具体的内容は総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 一般会計補正予算（第12号）でございます。

第1条で歳入歳出予算の補正です。

1億8,200万円を減額いたしまして、予算総額93億8,450万円とするというものです。

第2条で繰越明許費、第3条で地方債の補正でございます。

17ページをお願いいたします。

歳出からです。決算を見込んだ補正ということで減額補正が多くなってございます。一部増額させていただく部分もございます。この辺を中心に説明をさせていただきます。

2款総務費1項総務管理費です。

会計年度任用職員の社会保険料、コロナコールセンターの職員の関係でございます。70万円。

交通安全対策費の備品購入費ですけれども、交通安全指導員、今5人おりますけれども3人がやめられるということになりまして、新たな方に今お願いをしている最中でございますが、それぞれの体に合った制服を準備する必要がございます。それで、新たに5人分ということで55万円計上させていただきました。

交通機関対策費、修繕料で35万円、道の駅にバスが乗り入れになる関係での看板の修繕でございます。

飛ばさせていただいて、20ページです。

3款民生費でございますが、放課後児童対策費の燃料費、これは灯油代の値上げということで9万8,000円。保育園の光熱水費は電気代の値上げに対応するものでありまして、100万円でございます。

それから、21ページです。

4款衛生費でございます。

5目環境衛生費で、斎場運営委託料7万8,000円となります。

それから、次のページで、ごみ処理対策費、ごみ処理運営委託料で84万7,000円、し尿処理運営委託料98万2,000円。これら、いずれも村上市への委託の精算金でございます。

それから、23ページをお願いいたします。

5款農林水産業費です。

農業振興総務費で補助金がございます。機構集積協力員交付金989万円、上野新、南中、集約化が進んでおります。

それから、農地集約化促進事業補助金31万4,000円、上新保地区のものでございます。

それから、24ページの農業農村整備事業費の負担金でございます。これらはいずれも女川圃場整備、それから女川の新堀用水の関係での増額でございます。

それから、25ページです。

ゆ〜むの管理費で330万円、これは電気料の値上げのためでございます。

それから、7款土木費です。

消耗品の360万円、これは凍結防止剤の値上げがございました。それに対応するものです。それから、除雪作業委託料が2,000万円の増額であります。

それから、次のページの3項河川費でございます。

8月豪雨対策の関係でございまして、急傾斜地崩壊防止対策事業費で積算委託料と工事請負費、1,500万円と1億7,000万円、それぞれ計上でございます。

それから、27ページ、8款消防費です。

常備消防の委託料1,301万9,000円、これも村上市への委託で精算があり、増額となりました。

28ページ、9款教育費です。

2項の小学校費、消耗品の11万円、それから備品購入費84万円、いずれも国の補助金を活用して、感染対策、換気対策を行うものでございます。光熱水費は電気料の値上げで250万円です。

29ページです。

中学校費、消耗品、備品購入費、これも小学校と同じく、国の補助金を活用しての事業ということになります。5項の保健体育費、費用弁償の1万2,000円、会計年度任用職員分です。給食費の光熱費、これも電気料で30万円です。

それから、10款災害復旧費でございますが、16節に公有財産購入費、土地購入費で600万円とあります。これは、被災地内の残土置場の土地代ということで桂地内のものでございます。

それから、31ページに参りまして、32ページもそうですが、豪雨災害に対応する予算で事業費が精査されまして、増減の補正を行うというものであります。

10ページをお願いいたします。

10ページ、歳入でございます。これも決算を見越した増減の補正でございます。

少し飛ばさせていただきます。14ページをお願いいたします。

16款財産収入で、出捐金の返還収入ということで135万円。新潟県労働者信用基金協会が解散されたことによる返還収入でございます。

17款の寄附金につきましては、豪雨災害の際に被災された自動車、それから農機具に対する補助制度を創設しております。その財源とするために、ふるさと応援指定寄附金、それから災害指定の寄附金を充当させていただくというものでございます。

それから、15ページ、20款諸収入雑入でございますが、村有施設共済金の受入れ4,137万6,000円、ゆうあいの被災した際の保険金でございます。

それから、21款の村債、これは精算でございまして、増減がございました。

それから、9ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

追加で、農業債3,230万円、これは女川圃場整備の関係でございます。

変更で、河川債2,560万円を増やしまして限度額2,880万円ということで、急傾斜地崩壊防止事業の関係でございます。

続いて、前のページをお願いいたします。8ページです。

繰越明許費、翌年度への繰越しをさせていただく事業の一覧でございます。簡単に上から説明させていただきます。

地域振興費、これは、下関のみつば会館の畳の入替えなどの補助金でございます。

それから、災害救助費、被災者住宅の支援金で100万円。

子育て世帯包括支援センター事業費、出産子育て応援金で70万円です。

災害ごみ処理対策費、これは家屋解体運搬、災害ごみの運搬の関係です。7,462万9,000円。

農業振興費、農機具の補助金でございます。1件分が繰越しとなります。60万円。

農業農村整備事業費、これは鮎谷の天神平の上堤廃止工事の関係で1,000万円です。

それから、県営土地改良事業負担金、女川圃場整備3,230万円。

商工業振興費557万1,000円。被災中小企業等再建支援事業補助金であります。

観光施設管理費400万円、東桂園の電気設備工事でございます。

道路橋梁維持費、そして道路橋梁整備事業費、これは消雪パイプの工事と併せた関連の舗装工事でございます。

急傾斜地崩壊防止対策事業費、内須川ほかの事業でございます。

消防施設費、これは湯沢の消防積載車の購入で530万円です。

学校管理費、小学校と中学校ございますが、いずれもコロナ関連の換気対策などがございます。

それから、農林水産業施設の災害復旧費、これが13億3,500万円。林道の災害復旧が2億1,115万6,000円。それから、公共土木の災害復旧が10億1,800万円、社会福祉施設の災害復旧費、これはゆうあいでございます。1億4,400万円。社会教育施設の災害復旧費800万円、スポーツ公園の野球場の災害復旧であります。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議案第11号 一般会計補正予算審議終了まで、これを延長します。

これより質疑を行います。質疑はありますか。3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

17ページ、交通安全対策費のところ5名のうち3名やめられるということで、この3名、半分以上やめられるということなのですけども、何かやめられる理由はあったのですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

- 総務課長（野本 誠君） それぞれ理由はあるのですけれども、長くなって、そろそろ引退させていただきますといったものが主な理由でございます。
- 議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。
- 3番（鈴木紀夫君） そうなると、今3名やめられると2名になりますけれども、これは定員とかというのがあって、どうしても5名ということなのではないでしょうか。
- 議長（渡邊秀雄君） 総務課長。
- 総務課長（野本 誠君） 定員はございませんので大丈夫なのですが、今のところ3人のうち2人は、次の方のお願いのめどが立っている状況でございます。それで、4月から4人で体制を組んで、もう1人打診をしながらお願いをしている最中でございます。
- 議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。
- 3番（鈴木紀夫君） その下の交通機関対策費、看板ということですが、これはどの看板を修理するのでしょうか。
- 議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。
- 地域政策課長（大島祐治君） 道の駅の歴史と道の館の前の看板について、既に設置をさせていただいておるところなのですが、高速バスの乗り場として計画を立てておりました。ところが、新潟交通、高速バスの運営会社の方から、そこに停車することによって路線延長につながるということで急に変更しないという申出があったものですから、その記載を訂正させていただくものでございます。
- 議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。
- 3番（鈴木紀夫君） あと、27ページ、常備消防費のところでは1,300万円、これが増えたのですけれども、この増えた理由といたしまして、機械か何かを導入したのでしょうか。
- 議長（渡邊秀雄君） 総務課長。
- 総務課長（野本 誠君） 大きなところでは、8月豪雨の際に消防車も被災したといたしまして、故障したという案件があって、その修理に相当かかったということも聞いておりますし、それから、基準財政需要額の算定の関係で精査がされたということでございます。
- 議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。
- 3番（鈴木紀夫君） それでは、学校管理費のところでは28ページ、学校管理費、備品購入費のところでは冷風機とありますし、次のページの同じく中学校の学校管理費でスポットクーラー購入、サーキュレーター購入とございますけれども、ぱっと見た感じ、全部同じもののように聞こえるのですけれども、これはまるっきり3種類とも違うものなのですか。これを対策で買うということですかね。
- 議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） すみません。詳細についてちょっと把握し切れておりませんが、学校の方に欲しい備品等がありますかという今回の補助事業の関係で要望として上げてもらうときに、こういうふうに来ましたので、カタログ等を見ながらその記載をさせていただきました。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） カタログを見たということですが、では、これは本当に必要なものかとか何か精査されたということですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） コロナの対策ということで、必要備品として計上させていただきました。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 私は8ページの繰越明許の中で、農林水産業施設災害復旧費13億3,500万を翌年に繰越しますよというのがあるのですが、村長の施政方針の中で次期作に間に合わない箇所もありますと書かれてあったのですが、これはどこのことを言っているのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 次期作に間に合わない箇所というのが、今も補助しながらのところもありますけれども、完全にというところでは桂の下手側の下山川のところ、あの付近のところですか、あと、成沢地区大島というか土沢地区、村上市との境界の部分で国道113号線を走っていると見えるトンネルの手前とか、そういったところでの間に合わないところがちょっとございます。

そのほかにもちょっと河川の関係で、河川改修と同時並行して進まなければならない太田沢川沿いですとか細々ちょっとありますけれども、そういったところになっております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 18ページの負担金補助及び交付金のところで地域振興費のところで地域活性化企業人負担金ということで1,900万ほど減額になっておりますけれども、この事業名はちょっと聞いたことがないのですが、どのような制度か。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） これは先ほど一般質問でも出てまいりましたのですが、財源措置のために総務省が準備している、一定の要件があれば該当になる、村では2人該当になっておりますというご紹介をしたものでございます。

ここで大きく減額になっておりますけれども、これは予算組みの関係で当初予算を多く組んでいましたので、結果的には多く減額になるといったものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） もう一点お願いします。

25ページの上の段、施設整備費で道の駅の周辺整備で1,050万減額になっておりますが、これは何

の工事の減額になりますか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 工事請負費の減額でございますが、113号線沿いに大きな看板が設置されてございます。こちらを県の補助事業を利用して、今回更新をかけたいということだったので、この事業が実施できなくなりまして、中止のため減額をさせていただくものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊秀雄君） お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日午前10時から会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

午後4時11分 延 会